

平成28年第3回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年 9 月 5 日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年 9 月 8 日午前 9 時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成28年 9 月 8 日午後 2 時26分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 11名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
	2 番		山 口 定 君	1 番	井 上 正 旦 君	
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君	副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
		教 育 長	小 柳 勉 君	会 計 管 理 者	小 山 康 人 君	
		管理統括監	西 立 也 君	政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
		総 務 課 長	綾 部 保 基 君	財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
		税 務 課 長	井 上 新 吾 君	住 民 福 祉 課 長	中 山 昇 洋 君	
		保健介護課長	寺 田 美 由 妃 君	産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
		まちづくり課長	松 本 恵 一 君	生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長		中 村 大 輔 君			
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		脇 山 和 彦	議 会 事 務 局 係 長		熊 本 秀 樹

平成28年第3回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年9月8日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成28年第3回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
11番 藤浦 皓君	1. 土地改良事業と今後の営農の安定化について	町 長
	2. 原発再稼働よりも避難計画充実を	町 長
	3. 白血病問題について（原発との関連）	町 長
1番 井上正旦君	1. 漁協合併について	町 長
	2. ふるさと応援寄附金の活用について	町 長
	3. 学力向上に向けた取り組みについて	教 育 長
5番 脇山伸太郎君	1. 町内地区の区割りにについて	町長・教育長
	2. 建設中の福祉施設について	町 長
	3. 玄海原発の再稼働及び使用済核燃料税について	町 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程１．一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

おはようございます。日本共産党の藤浦皓です。前回と同じように、今回もトップバッターで質問をすることになりました。今回は、特に今の上場土地改良区の問題のこともありますし、原発の再稼働の問題もあります、さらには、今まで何回となく取り上げてきた玄海町の白血病の問題、それぞれ住民の生活に、あるいは健康にかかわる問題でもありますし、この点から質問をしていきたいと思います。この点からと――土地改良問題を最初に取り上げたいと思います。

当時、佐賀県のチベットと言われるような上場台地の未開地を、農業用水の供給施設、あるいは農道整備によって営農楽園を夢見て、当時は唐津市を初め玄海町、肥前町、鎮西町、そして、呼子町、北波多村の１市４町１村で上場開発事業に参加し、その面積は5,600ヘクタール、受益農家は5,200戸、個々の農家の規模拡大で生産効率を図ることで農家所得の向上につなげていこうということが当初の目的ではなかったかと思います。要所要所に水源ダムも数カ所建設も進み、農業用水の確保もできた。また、農道も整備され、農業機械も大型化し、運搬手段もさまざまな車両が走り回っています。

しかし、現実には厳しい条件の中で、一部には成功例もありますが、総体的には大変な経営を強いられている農家もあるようです。成功するかしないかの正念場とも聞かされています。一般的には相当厳しい状況にあるのではないかと思います。一番聞こえてくるのは、農地改良費の工事負担金をまともに払えない農家、それも相当いらっしゃるようでございます。現実にどのような状況にあるのか、説明をしていただけないでしょうか。

この土地改良事業は、玄海町にとっても大事業であり、絶対成功させるとの意気込みで取り組まれたものと思うんです。当時、課長も私どもにこうした説得に来られたときも、こんなに高額の補助のつく工事はめったにない、思い切ってやったほうがよいという趣旨のことを言われました。玄海町全体がこの工事をやり上げるとの意気込みで、名義だけでも貸してほしいということでしたので、条件をつけて名義貸しをしたところであります。玄海町全体の加入率が一定の基準を満たす程度、問題は土地改良事業に参加して現在に至って負担金の滞納者もどうするかが大きな問題になっているようであります。

したがって、こうした問題を一つ一つ解決して、そして、これからの農業経営が安定な方

向に向かうように、町としてどういう考えを持っておられるのか。これだけの大事業をして、もう今の情勢ではとても手に負えないということで手を引くようなことがあってはならないと思います。やっぱり助成すべきは助成し、援助もしたりとか、そういう形も当然求められてくるんじゃないかというふうに思います。その点も含めて町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦皓議員の土地改良区を含めた営農の安定化についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、上場土地改良事業の経緯と概要について少し説明をさせていただきたいなと思います。

上場土地改良事業には国営事業と県営事業がございまして、まず、国営上場土地改良事業でございますが、昭和48年に事業着手され、当時の旧唐津市、肥前町、鎮西町、呼子町、北波多村、そして、玄海町の1市4町1村にまたがる、先ほど議員おっしゃっていただきましたが、約5,227ヘクタールを対象に、農業用水の確保を中心とした基幹的な幹線水路の新設、経営規模拡大のための農地造成などが行われました。また、平成2年度から平成14年度にかけては、国営上場2期事業によって、平成14年11月に藤ノ平ダムが建設されたところでございます。

次に、県営畑地帯総合土地改良事業でございますが、昭和51年度に事業着手され、国営事業と同様に、1市4町1村にまたがり、関係受益面積約5,600ヘクタール、受益農家戸数約5,100戸を対象に、農業用水確保を中心とした末端の畑地かんがい、水田用水補給、経営規模拡大のための田畑の区画整理、それから、道路整備などが総合的に実施をされました。

事業の必要性及び目的といたしましては、当時、上場台地は県内でも代表的な畑作地帯でありましたが、地区全体が半島でありまして、河川水量が少ない上に、年間降水量も少なく、特にかんがい期の降雨が少ないため、干ばつの常襲地帯となっておりました。また、山林原野と農地が混在をし、小規模な経営とともに、農業生産性の低い要因でございました。

このことから総合的に上場土地改良事業を実施することで、農業用水の安定的な確保、それから、農地造成や区画整理、農道整備などによる機械化営農による省力化、成長作物の導

入を促進し、土地生産性の向上と農業経営の安定、所得の向上を図ったものでございます。

なお、本町では、本来、受益農家が負担すべき上場地区国営農地開発事業により新たに整備した水源費——これは4つのダム、例えば、揚水機場ですとか用水路、管理施設です——及び農道整備費——これは幹線道路、支線道路のことですが——並びに共同工事——これは揚水機場ですとか、ファームポンド、排水管路、それから、加圧機場——これらの元利償還金について、昭和62年度から上場地区土地改良事業基金を設置し、債務負担行為の承認をいただいて、平成3年度から水源費及び農道整備費、平成5年度からは共同工事につきまして借入金に対する元利償還金の補助を行っているところでございます。

しかしながら、施設整備後、約20年以上が経過をいたしまして、これらの事業によって整備された施設につきましては、経年劣化などによって維持管理に多大な費用や労力を要しておりまして、施設の更新や長寿命化対策が急務となっております。

現在、これらの施設を維持管理していくために、唐津市と玄海町では、国庫補助事業である農業基盤整備促進事業によって施設の修繕などを実施している状況でございますが、当事業におきましては、大規模な施設の更新には市町の負担も多額になり、財政を圧迫せざるを得ません。今後は、より計画的に施設の更新や長寿命化対策を実施していくために、国営施設機能保全事業——これはソフト事業であります——これによって策定した施設機能保全計画によって、国営施設機能保全事業——これは今度はハード——及び県営ストックマネジメント事業、いわゆる施設の長寿命化対策事業をあわせて実施していく必要があると考えております。

また、平成26年度国営施設機能保全事業において実施された国営土地改良事業等、事後評価の基礎資料結果によりますと、農業用水の安定的な確保により、上場土地改良地区就農者の約90%の方が水不足による農作物の被害がなくなったと回答をされております。また、労働時間及び作業労力の軽減についても、約80%の方が用水運搬や散水労力の軽減が図られたと回答されておるところでございます。さらに、作物選択の自由度の向上について、約70%の方が新たな作物の導入が可能となったと回答されておられ、また、82%の方が農産物の安定的な収量確保が可能となったとの回答結果がございました。

以上のような一定の成果が出されたものの、先ほども申し上げましたように、今後は施設の老朽化による更新工事や長寿命化対策などに係る費用支出にかかってきます受益者への負担は否めません。

このような状況から、国の機関であります九州農政局、北部九州土地改良調査管理事務所の主導によって、佐賀県、唐津市、上場土地改良区、玄海町で構成する上場地区農業振興施設保全協議会が平成28年——今年ですが——1月19日に設立をされました。この協議会の活動内容としましては、国と県、市町、それに関係機関が連携をして、地元で抱える課題、それから、年度活動計画、支援ニーズの把握などをテーマに、研修会や先進地視察などを実施して、事業効果の適切な発揮による高生産性優良農業地域の形成を目指すこととしておりまして、今後の活動に期待をいたしているところでございます。

議員御指摘の今後の営農安定化について何らかの対策を考えるべきではということでございますけれども、現在、本町におきましては、担い手農家に対しまして、国営及び県営畑地帯総合整備事業により造成をした農地の償還金の軽減を図るため、佐賀県土地改良事業総合償還対策事業補助金制度などの支援措置を講じているところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

現実にはかなり農業というのは厳しい状況、全体としてですね、そういう傾向にあるということだと思うんですけども、その中でもやっぱりこれから農業を何とか成長戦略に乗せていこうという、そういう意気込みみたいなものを感じるわけなんですけれども、実際に本当に個々の農家がそういうことで満足されるようなことなのか。いろいろ聞くところによると、かなり工事負担金なんかも滞って、なかなか徴収も思うようにいかないということも聞いております。

そういった点も、やっぱりあれだけの事業計画の中に町もともに一緒にですね、国、県と一緒にあってそれに参加されるように進めてきたわけなんです。かなり私も当時の課長とは、やり合ったこともあります。今の農業情勢でそういう大事業をしても成功するのかということだったんです。しかし、現実の結果として進んでしまったわけですね。今の農業情勢というのはまた一段と厳しくなっていく方向にあるんじゃないかと。例えば、T P P問題もかなり国会でも問題になりましたけれども、本気でいい方向に持っていこうとしているのか、小農潰しをやるんじゃないかとかですね。結局、一定の規模農家以上は手助けをしても、小農は足手まといになるということも聞こえてくるわけなんです。政界のほうからも。だから、農業は投資効果がないから、そんなにむやみに金を出す必要はないということも直接国

会議員の口から出たことを聞いたことがあります。

そういう中で、これから先の農業、やっぱり玄海町にとっては農業というのは最も基盤を支える産業なんですよ。そういう面でやっぱり一人の落後者も出さないという意気込みで取り組んでいくべきじゃないかと思うんですけども、現実にはそこら辺の取り組みというのは、ほかの町村とも連携しながら進められる面もあると思うんですけども、そういう点について本気で取り組もうとされているのか。やっぱり農家にとっては、いや、これじゃ困るぞという面も相当聞くわけなんです。そこら辺をこれから先どういうふうにして安定化を図っていくのかという点を聞きたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども御答弁を申し上げましたけれども、例えば、佐賀県土地改良事業総合償還対策事業補助金制度等の支援措置を講じていただいているところでございます。それにあわせて、今、営農の安定化ということを御指摘いただいたわけですが、そういう意味で、上場地区の農業振興施設保全協議会を設立して、今、議員が御指摘いただいたように、農業が今後いかにしっかりとした形で基幹産業として、この地域の主産業として残っていけるかということを我々としては後押しをしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、農業については、特にやはりこの上場土地開発をしていただいたおかげで、非常に水の回りは大変よくなりました。それに加えて、やはり品種を選択できるようにもなりました。現実には上場のこの地域で稲作をどれだけ広げても、それほど農業の安定化につながるとは思えない部分もございますので、そういった意味では、畜産ですとか、それから、園芸ですとか、品種選択ができる、そういった農業地帯の構築が私はできたのではないかと、うふうに思っております。

そういう意味でも、ぜひこの上場一帯を九州の食料基地化に、しっかりとした食料基地として皆さんに認めていただけるような私は後押しを町としてはやっていかなければいけないと考えておりますので、先ほど申し上げましたように、保全協議会も含めて、いろんな会合、それから、農家の皆さんと一緒に、そういった形の農家自身の自助努力と、それから、私ども行政の支援策とあわせ持って、農業がさらに隆盛になっていくように、そして、それが地域の主産業になっていくように、今後も努力を続けてまいりたいと考えておりますので、

御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

言葉の上では、いろいろ聞こえのいい話にはなっていくんですね。ただ、現実はどうかということなんです。やっぱり玄海町も後継者の面から見て、かなり減ってきているということが言えると思うんですね。後継者が減るということは、農業に希望が持てない、あるいは未来がないとか、そういう気持ちが働いているんじゃないか。その現実の厳しさにどういう手助けをしていけるのか、町としてですね。土地改良に伴って、そうした負担金が出てくる、その負担金すら払えない、払えない人たちにはどういう立場で徴収をされているのか。まあ、いいですよと、まあ、払えるときに払ってもいいですよということじゃないでしょうね、多分。それについてはかなり厳しい取り立てもされていると思うんですけども、その辺の事情はどうでしょうか。私はそうした個々の農家の立場で考えていきたいと思うんですけど。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かに藤浦議員御指摘をいただいたように、そういった面は一部あるかもしれません。ただ、土地改良事業については、特に賦課金の収納状況などを見ておきますと、やはり私ども上場土地改良区に関して言いますと、滞納額が実は135,000千円を超す金額になってございます。その内訳の中で玄海町が20,902,596円、実は滞納金額がございまして、上場土地改良区全体の玄海町の占める割合というのは約15%、15.4%になっておるようなことでございます。

もうここまで申し上げましたので、玄海町の滞納状況につきまして少し説明をさせていただきますと思いますけれども、賦課金が4種類ございまして、最初に経常賦課金が実は2,229,990円、次に特別賦課金が12,533,218円、次に維持管理費が4,988,797円、次に農地造成として1,155,091円、合計で先ほど申し上げたように20,902,596円、実は滞納金が存在をいたしております。土地改良区としては非常にそういう意味では、よその土地改良区ではこれほど滞納金があるところはそんなに多くございません。そういう意味では、どう表現をし

たらいいんでしょうか、上場土地を農地開発をして、しかも、水の回りもよくした、それから、品種の選択もできやすくした、労力の軽減化も図っていったと、そういった中でこれだけの滞納が出てくるということについての反省も踏まえて、そういったお金が払えないという人に対する支援というのはしっかりと考えていかなければいけないと思いますが、現実には差し押さえもさせていただいておりますけれども、金があっても払わない方がおられるということもまた現実ではないかという不安を実は感じております。

ですから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、農家の自助努力を含めて、農家の自助努力と我々行政の支援策を絡め合わせて、しっかりとした農業地帯を構築していくことをもう一度私ども見直すというか、正しい方向に向けていくように、先ほど申し上げましたように、保全協議会の中でしっかりと話し合いをし、藤浦議員が御指摘をいただいたように、農家の皆さんがここで農業をすると非常に生活の安定も図れるぞ、楽しいぞ、そして、若い後継者をつくっていけるぞという状況づくりをぜひさせていただけるよう、今後も努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

農家自身は精いっぱい努力をしても、なおそれに追いつかないという現実があると思うんですよね。いろいろ事情はあって、それなりに町長自身も非常に深く考えながら、何とかしてやろうという気持ちは伝わってきますけれども、現実にはその厳しさをまともに受けとめてもらいたいということなんですよ。

なぜ私はここまで言うかということ、開発に誘い込むときに、絶対よくなると、これだけの補助はないよということで私たちもそういうことを言われました。そしてまた、ほかの人たちもそういう説得を受けながら、じゃ、しょうがないなということで入った方たちもいらっしゃいます。中には私たちの地域のように、こうやって何名の方がですね——これ、4枚か5枚かあるんじゃないですかね、念書があるわけですよ。私は入りたくない、どうしても入らにゃいかんなら、そこに引き込まれるということと大変なことになると、そういう力はない。だから、こういう形で除外してくれということですよ。その一人一人のいろいろな事情はあると思うんですよ。中には、もうそうであれば、一応名義だけは出しましょうと。しかし、かたって事業をしても私たちは払い切れませんと。だから、役場でその辺をちゃんとあつせ

んしていただいて、この土地の借り手を探してくれと。そして、借用料でそういう土地改良費の費用を払っていくということで何とかしてくれということで、そこまでちゃんと書いた念書があるんですね。それは現実にはどういうふうに使われているのか。一人一人のそういう考えに基づいて、こういうものが交わされている。そして、ちゃんと役場が責任を持って、ある人にちゃんと貸してやって、賃借料でそれを払うような形になっている。そういうケースが実際にあるでしょうか、あったら紹介してください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かに、今、藤浦議員言われたように、佐賀県には農地合理化公社がございました。それも少し形を変えつつありますけれども、それについては農地の流動化の中でしっかりと農地を集約させて、さらに農家の皆さんに少しでも手助けをしたいということで、そういう方向に進めていたわけですが、実際に玄海町でそういう例があるかどうかというのは、実は課長もわかるかどうかわかりませんが、あれば課長のほうから答弁させます。私はちょっと記憶にございません。

○議長（上田利治君）

山口産業振興課長。

○産業振興課長（山口清二君）

お答えいたします。

私ども、念書についての保管等々につきましては、恐れ入りますが、把握していないところでございます。

ただ、農地の流動化につきましては、農業基盤経営促進法等によりまして、上場土地改良事業国営、あるいは県営のほうで、貸し手、借り手の方の協議によりまして実例が挙がってきておるということでございます。

恐れ入りますが、数値につきましては今回手元にはございませんので、申しわけございません。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

個々の農家は弱いんですよね、そういうことに対しては。町が政治的な立場で、いや、こうだからこうしてもらわんと困ると言われたら、強く言われたら、そうかなと、しょうがないかなという気持ちになっていくわけなんですよ。そうじゃなくて、そういう時期にもうとにかく入れと、入らにゃ話にならんぞというふうな説得だったんですよ。うちの場合は、座川内地区ですね、これから先の農業事情というのは物すごく厳しくなっていくぞということを私たちは仲間で話し合ったわけなんですよ。これに入って農業経営が本当にしっかりした基盤ができて続けていけるだろうかということをやっぱりそれぞれ思い思いを語り合って、結果的には、いや、これに入ったら大変になるぞと、もうその時期以前から国際的には農産物の輸入自由化が始まっていたわけなんですよ。そういうことをやっぱり一つ一つ考えていくと、そう簡単なものじゃないということで、私たちはこういう念書をとって、名義貸しはしますよと、玄海町全体で一定の参加者がなければ、八十何%やったですかね、七十何%ですかね、それくらいの加入率でないと、この事業は進められないということであったので、それでは、私たちもその面については一定のそういう念書取り交わしをして、それに賛同しましょうと。だから、実際的には名義上は私たちも参加したことになっているわけなんですよ。しかし、現実とは違ってない、そういう構造改善には入っていないということで今日まで来ているわけなんです。

少なくとも、今、課長のほうから言われたんですけれども、念書すら見ていない、わからないということなんですけれども、個々の農家、こういうことでちゃんとした文書交換までしているわけなんですから、そういう人たちには特別な取り扱いをしなきゃならないんじゃないかと。これはもう町も責任があるわけなんですよ、そこら辺になってくると。だから、実際にそういう約束をして、そして、それに参加するような形をとったわけですね。だから、そういう人たちは犠牲になっているわけなんです、実際には。だから、その辺をやっぱり相手の方の立場に思いやって、何とかその人たちに特別な負担がかからないような配慮をすべきじゃないかと思うんですけれども、その辺についてどういうふうに考えられるでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁しましたがけれども、私自身がその確認ができておりません。それから、今、課長も答弁しましたように、明確に確認ができていないということもございますので、それ

は一度確認をさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、現実問題としては、先ほど議員がここでおっしゃったように、佐賀県のチベットだと呼ばれていた地区がこれだけ農業地帯ということで変遷を見せてきました。そういう意味で、農業は我々の基幹産業になっております。ですから、農業を今後も玄海町としてはしっかりと守っていくというか、さらに発展性を持った農業にしていくこと、これはもう非常に私どもにとっても大事なことだというふうに思っております。

それから、もう一つ、私どもが気にしているのは、これは土地改良区の話ですけども、現実には6年ほど前までの予算のまだ3分の2ぐらいしか国の予算がついておりません。1兆円近い予算がついていた土地改良区の予算が今は6,000億円前後で、今回やっと概算要求でそういう数字になってきたところでございます。それも踏まえて、これは国、県としっかりと相談をしながら、国、県、地域と明確な連携をして、食料の基本をしっかりと守っていく、カロリーベースでの食料自給率は40%をとうとう日本は切ってしまいました。39%でこの四、五年推移をしております。ですから、これをもっと高く上げる、そんな農業政策を今後は国、県としっかりと一緒になって協議をさせていただいて、玄海町の基幹産業の強化を図っていくよう努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

町長の気持ちはよくわかります。やっぱり立場としては、それもやむを得ないという点もあろうかと思います。

ただ、やっぱりそういう形で文書交換までしているということになってくると、やっぱり町としても責任は逃れられないというふうに私は思います。もう私も二十数年議員をさせていただいておりますけれども、当初からやっぱりそういう面もある程度かかわって、二十数億円の基金積み立ても町独自でされていたと思うわけなんですね。町負担もあるわけですから。そういう中で今のような状況が出てきたということなんですね。

なかなかこの農業というのは奥の深い問題であると思うんです。食料政策と同時に、やっぱり今の制度の中でいろいろとからくりも見えてきます。今度のTPPだってそうなんですよ。もう国会に専門委員会に提出された資料はみんな黒塗りなんですね。こうやって国民の目をだましながらか逆の方向に持っていく。それが正常にまともな方向で本当にこれから先

の農業が発展していくような取り決めであったなら、胸を張って堂々として出していいわけなんです、そういう資料も。隠さなきゃならんところに私たちの不信を買ってしまうということですね。

さっき町長も言われたように、今の国の食料自給率というのは30%台ですよ。あと60%というのは海外から輸入しているわけなんです。それを50%にするだけでも、国内農産物が国内市場に出回るわけですよ。それだけでも農家は助かるわけなんです。もっともって国の自給率を本気で高めていって、自国の食料は自国で賄うと、その原則をしっかり守っていただきたい。しかし、やっぱり商社あり、いろんなかかわりのある方がいらっしゃるわけで、そういう人たちは外国から仕入れて安いやつを持ってきて国内で販売するということがありますよね。

ある国では、そういう自由化で、例えば、トウモロコシなどを自由化して、隣の国に輸出した。ところが、それが安いために、その国はそういう生産がもう全然できないようになってしまったと、そういう例も示されております。

だから、何か弱肉強食じゃないですけども、弱いところにどんどん突っ込んでいって、強い者だけが伸びていくと。そういうところはしっかり見据えていかないと、情勢の見落とし、そのことによって受ける被害、これはもう甚大です。小さな問題じゃないんですよ。だから、私たちはそういう論議をしながら、この上場開発には参加しなかったというのはそこら辺に一つの根拠はあるわけなんです。

ですから、いろいろここで強く言っても始まらないかもしれませんが、そうした農家が負担をできないで、だんだんそれが滞納として積み上がっていく、そして、金利もどんどんふえていくようになっていくでしょう。そうなれば、その農家は自滅していきますよね。私はせっかくそこまで協力した人をそういう目で見過ごしてはならないと、やっぱり救っていく、一人でもやっぱり救っていく、そういう立場で取り組んでもらいたいということです。

せっかくのいい方向の開発が、ある個人によっては、もう自分は自滅に追い込まれていくということがあってはならないと思うんですね。そこら辺は大いに気を配って取り組んでいただきたいということです。そのことをひとつしっかりお願いをしておきたいと思います。

次は、原発問題に移りたいと思います。

原発再稼働よりも避難計画の充実をということで訴えさせていただきたいと思います。

原発再稼働について、九州電力は今年度中に実現したいとの思惑が強く感じられます。果

たして再稼働に持っていける条件は整っているのかということですね。原発事故から住民の命をしっかり守れるという保障は完璧と言える状況なのか。私に言わせれば、やっぱりノーです。

避難訓練も過酷事故を想定した訓練も毎年行われていますが、避難訓練に参加された多くの方たちからの声も、これで大丈夫という声を聞いたことはありません。

玄海1号機の初臨界に達してから41年がたちました。そして、福島原発のあの悲惨な事故が起きても、本気で実効性のある避難計画にはなっていない。これまで大事故の起きなかったことが幸いです。玄海原発でも全く事故がなかったわけではありません。玄海1号機の初臨界以後、42回以上の事故やトラブルが起きています。そうした小さな事故であっても、大事故の引き金になる可能性もあります。

規制委員会の田中委員長も言われているように、新しい規制基準に基づいて審査に合格したとしても絶対安全とは言えない。世界的観点から見ても、完璧と言えるものはない。アメリカでは全く新規の原発をつくったとしても避難計画の厳しい審査があります。それに通らなければ、新規の原発も動かすことはできないと言われています。そのような実例があります。

そこで、町長に伺います。これまで毎年行われてきた避難訓練で、住民の生命、財産は問題なく確信を持って守れると言い切れるでしょうか。これまでの訓練は、町内人口のほんの一部の人たちの参加で終わっています。それに避難訓練も30キロ圏外に避難することになっています。これで大丈夫と言えるでしょうか。

私たちの関係で風船飛ばしでどこまで飛ぶのかの実験をしました。1回目は四国の徳島まで飛んでいます。そして、その風船には、下にこちらに連絡する電話番号なども記載してぶら下げております。それから、2回目は奈良県まで飛んでいます。玄海町の住民の方たち、30キロ圏外の小城市に避難されても、決して安全とは言えないのではないのでしょうか。

福島原発によって、いまだにもとの住み家に戻れない人たちも何万人とも言われております。今の状況、原発の再稼働なんて言える状況ではないと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

原発再稼働より避難計画充実をというお尋ねに対して御答弁を申し上げたいと思います。

まず、原子力防災訓練については、佐賀県とともに昭和54年からこれまで計37回の訓練を行ってきております。平成23年3月の福島第一原子力発電所事故以降については、今、議員御指摘いただきましたように、住民避難訓練を玄海原子力発電所から30キロ圏外の小城市に避難するように訓練を行っております。また、今年度も10月10日の祝日に佐賀県原子力防災訓練を実施することを計画しておりまして、住民避難訓練などを行うこととしております。

原子力防災訓練の目的は、原子力災害の特殊性に鑑みて、国等の積極的な支援を得て、佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市の地域防災計画の原子力災害対策編などに基づいて、防災業務関係者の防災対策に対する習熟及び防災関係機関相互の連携協力体制の強化、並びに地域住民の原子力防災意識の向上を図ることとしております。

本町の原子力災害時の避難行動計画については、災害対策基本法に基づく国の防災基本計画、県地域防災計画及び本町の地域防災計画並びに原子力災害対策措置法に基づいて、原子力災害対策指針の内容を反映させて策定しておるところでございます。

この原子力災害対策指針については、我が国で原子力利用における安全の確保に関して、専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者の中から選ばれた委員で構成される原子力規制委員会が福島第一原子力発電所の事故の教訓や世界の最新の知見を踏まえて策定がされております。

今後も適宜改正がなされていくものというふうに認識をいたしておりまして、その状況を注視していきたいというふうに考えております。

さらに、これまでの訓練においても、訓練参加者からアンケートをとり、訓練内容の反省点を次回の訓練内容に反映するなど、より実効性の高い訓練となるよう改善を図り、万万が一原子力災害の発生に備えて訓練を行っているところでございます。

地域防災計画や避難行動計画は計画をつくって終わりではありません。訓練などを通じて課題を洗い出して、改善を続けていくことが大変重要なことだというふうに考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

避難訓練もかなりの回数を重ねてやられてきております。そういう中で、やっぱりここは

まだまだこういう点は改善したがいいとか、そういうものを各参加自治体のほうから国に提言されたことがあるのでしょうか。ただそれをじっと見て、まあ、これはこうせにやいかんなど心の中で思っても、国に対してそれを提言していくということは大事じゃないか。でないと、法律も変わらない、法律に従ってやっただけという言い逃れが出てくるわけなんです。やっぱりそこは国にちゃんと一つ一つ丁寧に説明をしてやっていくべきじゃないかと。

特にこれまでの訓練の中で私が指摘したのは、やっぱり避難場所は1カ所でいいのかということなんです。この点については国のほうではどういうふうに反応しているのか。やっぱり誰に聞いても、町内の方たちだって1カ所でいいはずがない。事故当日にはどういう風が吹くということが前もってわかっていれば別なんです。しかし、そういうもんじゃないということは、もう御存じのとおりです。そうした点も一つ一つ踏まえて、きっちりと本物にしていく、そういう立場で取り組んでいかなければならないんじゃないかと。

それから、弱者対策ですね。それは特養に限らず、一般家庭の中にもいらっしゃいます。私なんかその一人になりそうなんです。もう。だから、そういうことをですね、もうこれは大変だなと思った人たちも相当いらっしゃる。そこら辺も具体的につかんで、いざというときにはどういうふうにしてそれに対応していくかというところまで詰めた計画にしてほしいと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、少し藤浦議員さんは具体的にお尋ねをいただきましたけれども、確かに避難計画の国との整合性というか、国に私どもから提案したというような経緯は実はございません。もちろん県とはしっかりと協議をさせていただいて、県が各地にアンケートをとったり、それから、福岡県、長崎県とも話し合いをしながら、しっかりとした避難計画をつくっていかうということで実は実施をさせていただいているところであります。

先ほど申し上げましたように、それによって、また新たな課題が生まれてくることも十分考えられますし、それを培った形で新たな防災計画、防災指針、それから、防災訓練を今後も続けていかなければいけないと思いますし、今の時点で、議員おっしゃるように、完璧な防災訓練が行われているかという、私もまだ完璧とは言えないというふうに思っております。ですけれども、少しずつそれを完璧に向かって、我々、防災訓練もしっかりとした計画

のもとで皆さんに安心感を与えるような、そんな訓練にしていきたいと考えておりますので、御理解いただきますように、よろしくお願いします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

やっぱり訓練に参加される方たちは、こうすれば安全になるんだろうかという気持ちで参加されていると思いますよね。もう結構、37回と言われたですかね、それくらいの回数重ねてきているわけなんですよ。原発は、その間、もう三十何年経過して結構老朽化の方向にあるわけなんですね。そうなってくると、いつ事故が起こるかわからないということも考えておかねばならないと思うんですね。年々改善をしていくということじゃなくして——ことじゃなくしてて、するんじゃないんですよ、やっぱりそういう点は早く手を打っていく必要があると。現実によこのところだけはもう何としてもこうしなければならないという点はしっかりと前もってやっておくべきじゃないか。

避難場所のことについても、私ももう何回も何回もこれは提起してまいりました。でも、よくならない。このところは気持ちだけでは進まないわけなんですよ。取り組まなければ進まない。担当課長さんのほうもそれなりにいろいろと気を使っておられると思うんですけども、それが現実になるということが大事じゃないかと。

しかも、再稼働は今年度中にもやろうという、そういう意気込みじゃないですか。となってくると、やっぱり再稼働すれば、必ず原発が動き出すわけなんですから、その危険性は一歩高まっていくということになると思います。じっとしておるときには原発の危険はあんまり心配せんでもいいと思うんですけども、動き出せばやっぱり事故につながることであり得るということで、そういう立場で考えていくべきじゃないか。やっぱりそういう避難計画をちゃんとしないうちには、本当は原発は動かすべきじゃない、再稼働すべきじゃない。アメリカの場合だって、新しい原発を全く使わないまま、そのままですよ、使わない、避難計画ができていないからですね。それくらい本当は厳しくやるべきなんですよ。原発の危険性というのはやっぱり広範囲に及ぶわけなんですから、単なる一部のところで済むような問題じゃないということです。ですから、ぜひこのところは力を込めて、知恵を出してやっていただきたいと思います。その決意のほどを伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員がいろいろ御指摘をいただきました。特に私ども心に響くのはやっぱりアメリカの例は現実にもそのようになっておりました。もちろん地形、情勢、いろんな条件は違いますから、一概に全く一緒だとは言いつらい面もありますけれども、そういったことも踏まえた上で、先ほど御答弁申し上げたように、今後も新たな見直しをやっていくということは非常に私どもは安全の意識をしっかりと住民の皆さんに与えることについても大事なことでというふうに思いますし、もう正直申し上げて、玄海町民全員が一斉に訓練を行えば、それはもうそれが一番いいことだというふうに私も思いますが、現実にはなかなか玄海町民全員で訓練をやるというように、それぞれ個々の御事情がありますし、個々のスケジュールもございますので、そういった意味では、当然、各1戸ずつに全部防災マップ、それから、原子力防災の避難の状況を配布させていただいておりますし、そういう意味ではそれぞれに今後さらに進化をさせた防災訓練が行えるよう我々としては努力をしていく覚悟でございますので、そのようにごらんいただければというふうに思います。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

繰り返し繰り返しになりますけれども、せめて避難場所の問題、複数は必要だというのは、もう端的にそのことは通用する言葉だと思います。それが繰り返し言っても、なお進まない。これは何じゃということなんですよね。やっぱりそこは町長もそうだなという理解はされていると思うんですけども、事故が起きてからは幾ら悔やんでも同じですよ。起きないうちに、あるいは起きたときにどうするかということをしっかり踏まえて取り組んでいただきたいということでもあります。

誰でもやっぱり事故が起きて、ああ、これはいかんだったなと思うですよ。ふだんはもう忙しかけん、ちょっとできんもんというふうな形で済ませたやつが、いざというときにはそこんところに大きな悔やみ、ああすればよかったというふうなことになりかねないわけですから、そういう面では再稼働はまだやるべきじゃないということを私はしっかり申し上げておきたいと思います。

それから、次に、白血病の問題ですけれども、これも何回かずと繰り返し取り上げてきました。これはやっぱり私は町長にも申し上げましたけれども、これについてどういう評価をされているのかですね。いや、それは間違いだと、私はこう思うということであれば、それなりのことを言っていただきたい。佐賀県も大体私の出したような資料に基づいて大体そういうふうになっているような話でございます。

となれば、やっぱり公的機関がそういうふうに見ていくということになれば、この白血病の問題というのは玄海町特有の問題として考えるべきじゃないか。それにどう対応していくか。玄海原発から出るトリチウムが非常に多い、これがいろいろな分子に変化して、体内に入っていく。そして、遺伝子を破壊して、その破壊された、例えば、妊婦の御婦人なんかは奇形児が生まれかねないというようなこともちゃんと指摘されております。それから、やっぱり直接いろんながんの種類もありますけれども、そのがんにかかわった影響を与えるということもある程度見ておかなければならない。日常ふだんに全く正常な運転の中でそういうことが起きているということなんですね。特別に大きな事故があったわけでもないしですね。平常運転の中でそれがだんだん浸透していく、広がっていく、そういう傾向にあるということを示していると思います。

日本全国の平均よりも7倍近くの白血病の罹患者が多い。それから、佐賀県平均の4倍以上。それから、唐津保健所管内の2倍以上ということで、原発に近いほどやっぱりそういうものがだんだん強くなってきておるということでありますし、これから先も長年続いていくだろうと思いますので、そういう点は特に注意をして、どういうふうにしたらこれが治せるのか、やっぱり専門家の意見も聞きながら今後の町長の対応を伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

白血病問題についてどのような評価がされているかというお尋ねに対してお答えしたいと思います。

玄海町の白血病死亡率が高いこと、また、玄海原子力発電所からのトリチウム放出量が多く、これが白血病に至る要因であると昨年の12月以降の定例会一般質問でも実はお尋ねになりました。繰り返し同じ答弁になるかもしれませんが、御容赦をいただきたいと思います。

白血病は正常な働きをしない血液細胞が異常に増殖する血液のがんで、その臨床症状及び血液学的な所見によって、急性白血病と慢性白血病に分類がされております。また、白血球細胞の種類によって、骨髄性白血病、リンパ性白血病、単球性白血病に分類がされております。また、ウイルスの感染によって起こる成人T細胞性白血病が九州南西部に多く見られることから、現在は妊婦の方を対象にこのウイルス検査が実施をされております。

最近の統計では、玄海町におきましては平成24年に2名、平成25年に1名の方が白血病でお亡くなりになられておりますが、白血病死亡者数の増加に関しては全国的にも実は右肩上がりに推移をしております。本町のみが優位に増加しているということではないということでございます。

白血病といいましても多種多様でありまして、亡くなられた方の年齢や病気の詳細については全く実は公表されておられません。不明となっております。今や悪性新生物、いわゆるがんによる死亡率は総死亡数の約4分の1と言われる時代でございます。

また、玄海原子力発電所から放出されるトリチウムは、実用発電用原子炉の設置・運転等の関する規制の規定に基づく線量限度等を定める告示9条によって、排水口における3カ月平均トリチウム濃度が60ベクレル立方センチメートル以下であることが規定をされております。安全協定に基づく報告においては最大で0.0033ベクレル立方センチメートルであり、非常に低い濃度値で問題はないとの報告を受けておるところでございます。

よって、白血病と原子力発電所の関連性につきましてはないものというふうに考えております。

玄海原子力発電所周辺環境放射能調査結果につきましては、佐賀県環境放射性技術会議で審査がされ、佐賀県原子力環境安全連絡協議会で問題はないと報告をされておりますが、今後も、免疫学も含めて十分に私どもとしては注視をしていきたいというふうに考えているところでございます。

これはもう藤浦議員さんの質問のおかげで、私もトリチウムの勉強をたくさんさせていただきました。三重水素でございますから、当然ふだんの水の中にも、2リットルのペットボトル1本で換算をしますと、0.015ベクレルは必ず入っておりますので、そういう意味ではやっぱりごくふだんから我々はおつき合いをしている一つの元素であると。これはもう物理学上の話ですけれども。ですから、それが今後はしっかりと抑えられるような形で報告も受けておりますので、とはいいいながら、しっかりと気をつけて我々としては少しでも町民の皆

さんが病気にかかること自体を少なくしていく努力をさせていただきたいというふうを考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

まだ成人T細胞にこだわって、その影響ではないかというふうに、さっきちょっとした説明があったんですけれども、それを踏まえて、その分は大体この程度に達するんだということちゃんと計算の上で、さらにそれよりもうんと上回っておるそうですね、白血病患者は。そこんところが問題として提起されているわけなんですね。

さっき報告を受けたと言われるんですけれども、それはどこからの報告だろうかということですね。やっぱり事業者のほうからの報告であれば、これはまた問題ですしですね。ちゃんと第三者的な人たちの研究成果をしっかりと見るべきじゃないかということなんですね。客観性がないということを言われる、そういうふうな形になっていくとですね。やっぱり自分のところからそういう原因が指摘されると、それは本能的に隠そうとする、そういう作用が働くということは否めないと思うんです。余り変に疑うことばかり疑うのじゃなしに、現実にはその分は差し引いても、これだけの白血病の患者が出ているじゃないかということちゃんと図で示して、その資料は渡しておったはずですね。ですから、それもまた専門家のほうに伝えて、そのことについてどういう反論が出てくるのか、またこれもおもしろい方向に向かいそうですね。

結局、隠すことは隠すほどにあらわれるという言葉があります。だから、仮にそういうことをされたとしても、原因はどこにあるかが必ず突きとめられるときが来ると私は思います。その間にやっぱり町民の中で犠牲者がどんどん進んでいく、そういう可能性もあるということも指摘しておかなければならないと思います。

一つ一つが住民の命と生活にかかわる問題ですから、こういう点は紛らわしいことじゃなくて、率直にその研究資料に基づいた資料を提出していただきたいということなんです。

そういう原発に関する資料というので1つだけ私は指摘したいのは、原発周辺の人たちの住民の健診があったわけですね、特定健診がされた。それには全くほかの地域との優位差はなかったということを聞いております、町長の答弁でですね。果たしてそうなのかと言いたいわけですね。報告された資料をひとつ見せてくださいと言っても、その資料は渡せないと、

みんな回収されて持っていかれたと、こういうところにも疑問を感じるわけなんですね。堂々とこっちが町の予算を委託料として払って出した資料なんです。ですから、それは当然公にすべき資料だと思います。しかし、それすらできないというところに私はまだそこには疑問を持っております。

いろんな角度からいろんな検討をしながら、これからもまた取り上げていきたいというふうに思っております。

以上、この場からの質問を終わります。最終的にそこで一言。

土地改良事業、それにこの原発再稼働の問題、それから、こういう白血病の問題、それぞれやっぱり住民の中には深刻にそれらのことによって悩んでおられる、やっぱりどうしようかと、土地改良事業についてもこれから先本当によくなるだろうかという考え方もあろうし、いまだにそうした負担金も払えない、おまけに差し押さえもされてくる、これはちょっとひどいんじゃないかと。町も責任があるんですよ、言うならば。そこら辺はもっとゆとりを持った考え方で対応していただきたいと思います。

再稼働の問題にしても、本当に避難計画がこれ以上ないというくらいのところまでつくり上げておれば、町民も納得するかもしれません。しかし、全国的に見てもまだ60%以上の人たちが原発は危険だというふうに言われております。ですから、玄海町においてもそうだろうと思います。立地自治体であるし、なおさらそういう面には神経をとがらせて、見たり聞いたりしておるんじゃないかと思います。

白血病の問題はさっき論議をしましたように、ただ単にT細胞の問題だけではないということもちゃんとあの資料では指摘されておりますし、それについてのそれを発生する側の批判として、その根拠をしっかりと科学的に証明したやつを出していただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上田利治君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。1 番井上正旦君。

○1 番（井上正旦君）

議長のお許しが出ましたので、町長、教育長に、二、三質問をしたいと思います。

今、全国で1位、2位の実績を上げているふるさと納税の返礼として第1次産品が届けられています。農業、漁業の品物が魅力あるものとして、玄海町の物産は素晴らしいと評価を得ているからだと思います。

しかし、今現在、漁村では、経営が成り立たず、組合員の脱退が後を絶たない事態が見られます。後継者がいないことには、その物産自体がなくなることにもなります。町に後を継ぐ者がいない現状は、町の存続にもかかわる事態だと思います。

現在、玄海町には、仮屋、外津、2つの漁協があります。ふるさと納税にかかわることで、一部の魚種の収益は幾分ふえてはいますが、それでも経営には困窮している現状であり、アサリ養殖漁業者も、貝毒のため経営が成り立たず、休業をやむなくしているのが現状です。また、一本釣りなども経営が成り立たない状況で、後継者が育たず、今後に至っては、後を継いでほしいと子供に言えず、町外に出ていくこともやむを得ない状況であります。

漁協の将来と現状を考えたとき、漁獲の減少と魚価の低迷、燃油の高騰、後継者不足、地球温暖化による海藻の死滅、いそ焼けなど、組合の存続を脅かす問題ばかりです。こうした悪循環は、正組合員の減少につながり、このままでは、漁協自体の経営が成り立たず、組合自体が消滅することも考えられます。この現状は、2つの組合どちらも抱えている問題であり、一組合ではどうしようもない問題になっています。国や県も、そのような事態改善のために合併を進めて後継者育成や経営の改善を図ろうとしています。

佐賀県には、玄海漁連と有明漁連がありました。2つの漁連は異なった環境であり、同じ取り組みは難しいと思います。有明のほうでも事情は同じではありますが、有明漁連の取り組みとして、同じ魚種が多くあり、既に有明地区では有明漁協として合併が達成されており、ノリ養殖についても、共同化、協業化が進み、家族への負担を軽減しており、こうした取り組みが、漁業経営を安定させ、若い後継者の運びとなっているようです。このような取り組みも単独の組合では難しかったと思われます。

玄海地区でも、既に玄海漁協として合併して発足しておりますが、町内2漁協、仮屋、外津については合併に参加しておりません。また、単独で歩むためには、組合員20名の確保が

必要となります。確保できないと解散となるのが、もう法律で定められております。後を継ぐ者がいない今、町の２つの組合では存続が危ぶまれています。この問題を解決するには、一組合では解決が難しく、同じ問題を抱えている組合員で考え、前に進んでいくことが大事だと思いますが、玄海町の２漁協ではなかなか進まないことが長年の課題となっていました。

現在、両組合とも、正組合員は30名足らずしかおらず、後継者が残っている正組合員、準組合員合わせても数名しかいないのが現状です。今後も、高齢のために脱退する人は後を絶ちません。今後は、町が仲立ちとなり、合併を進め、漁民のリタイヤや流出を未然に防ぐことで一つの打開策につながればと思います。

今、全国で地域が見直されています。そこでは、どこでも第１次産業が主役となり、以前はマイナスと考えられていたことが、新しい若者の視点で見直すことで新しい産業にとつながっています。その力は全て人の力です。町が活気を持つためには、宝となる人を地域に食いとめることが大事です。その宝をほかに流出しないためにも、もう一度、地域と、地域の力となる第１次産業を魅力あるものとして町全体で後押しすることは今後の玄海町の力となるものだと思います。人こそ宝です。今、魅力ある町であるためにも、地域の組合として存続し、地域の中で若者を育てる組織として存続していくことが大事だと思います。

第１次産業を見直し、後押ししていくことが今重要と思われます。今の現状を認識し、第１次産業を大事にしてほしいと思います。町長には現状をどのように認識されているか、答弁をお願いいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

井上正旦議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

まずは、今おっしゃっていただいたように、玄海町にとって第１次産業というのは大変大事な産業でございます。ぜひ町としてはしっかりと御支援を申し上げ、しっかりとした形で基礎産業として玄海町で隆盛に皆さんが頑張っていただける状況づくりをしなければいけないというふうに考えております。

そこで、多分、井上議員さんは漁協の将来についてお尋ねをいただいたものだというふうに思いますので、最初に、唐津、玄海地区の漁業合併の経緯について御説明をさせていただきます。

漁協合併につきましては、県の指導によって、唐津・玄海一漁協の方針のもとで、漁協の組織を強化し、販売力を高めることを目的とするとして、平成21年4月30日に佐賀県玄海地区漁業協同組合合併推進協議会が設立をされました。協議がそこで進められるということになりました。協議会のメンバーとしましては、唐津、玄海地区13漁協の組合長と関係機関の長でございました。

平成22年9月には、各漁協で臨時総会が開催をされ、合併の是非を問うことになり、本町の仮屋、外津両漁協は合併を否決され、同年11月に協議会を脱退されました。

また、その後、翌年1月には、屋形石、小川島、大浦浜の3漁協が臨時総会の結果を踏まえて協議会を脱退されました。結果、残り8漁協、浜崎、唐津市、呼子町、加部島、鎮西町、肥前、高串、波多津で平成23年4月1日に新漁協、佐賀玄海漁業協同組合が発足されました。また、佐賀県玄海漁業協同組合連合会の業務につきましては、新漁協に承継されることとなりました。

以上が漁協合併の協議過程でございます。議員御指摘いただいたように、漁獲の減少と魚価の低迷に伴って組合員の減少が続くことで組合存続にかかわってくることは間違いございません。

なお、漁協の合併につきましては、まず、仮屋、外津の両漁協で十分な話し合いを行って、県の指導のもと協議をしていかなければいけない内容でございますので、町といたしましては、漁協と県の協議過程、経過を見守りながら、支援できることがございましたら、今後も水産業振興とともに支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議員におかれましても、今後も、水産業の振興に対しまして今まで以上に御尽力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

漁協合併問題は、今ではもう避けては通れない問題となっております。現在の漁協経営の状況はもう非常に厳しい環境の中に置かれております。漁獲の減少、魚価の低迷、漁業従事者の高齢化に伴う廃業、どれをとっても明るい展望は見えていません。先ほど町長言われましたけど、合併については10年前に大きな合併として、1県1漁協のスローガンのもと、県主導による玄海漁連、13漁協の調整が行われました。当時、皆さんも御存じだと思いますけ

れども、鎮西漁協の負債が大きく問題となっており、結果として8漁協による先行合併となっております。先ほど言われましたけれども、町内2漁協においては、参加を見送り、現在に至っております。しかし、さっきも述べましたが、組合員の減少には歯どめがかからず、存亡の危機に直面しております。

町には日ごろより水産振興に対して多くの支援をいただいております。したがって、これを町長も御存じだと思いますけど、町が介入できないという、町としてはこれは調整できないんですかね、両漁協の合併については。ちょっとそこのところをお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私どもは、町としては全くできないということではないと考えておりますけれども、実は、議員も御承知かもしれませんが、平成23年4月1日に佐賀玄海漁業協同組合が発足したことで、佐賀玄海漁業協同組合への多額の支援を行っている同地区内に所在する漁業協同組合事業への支援については、これは県の話ですけれども、3年間は非常に厳しい状況になっているという連絡が実はございました。これは早い話、あくまで県からの支援というのは今後も私ども玄海町としても不可欠でございますので、県の方針に逆行する漁協合併は、実は過去の、先ほど申し上げたように、厳しい状況になっていくという報告が県からされたように、単独で玄海町だけで合併をするというと、県からの制裁ということではないんですが、制裁措置が実は懸念をされます。正直、県の方針としては、小規模な2漁協の単独合併推進ではなくて、あくまで佐賀玄海漁業協同組合への吸収合併が基本だというふうに県は考えているところがございます。ですから、そういったことを我々は乗り越えて県としっかりと話し合いをして、仮屋、外津、両漁協がスムーズにしっかりと、先ほど答弁をしたように1次産業としてこの玄海町でもっともっと強く根づいていけるような作業を我々としてもしていきたいというふうには考えております。ただ、そういった壁が今少しございますので、その点については、私どもに猶予を与えていただいて、少し県との折衝をしながら将来の漁協合併については施策を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

仮屋漁協の中でもたくさん魚種がございます。ゴチ網、エビ網、一本釣り、定置、海女、刺網、真珠、アサリ、タイ養殖、カキ養殖、これだけ魚種があるわけでございますけど、現在ほとんど操業は休止状態ですもんね。今やっているのは、タイとカキぐらいですかね。漁船漁業が今低迷しております。それはいいんですけど、先ほど町長が言われました、県主導もいいんですけども、組合員の中にはどうしても一足飛びに今ある佐賀玄海漁協に合併するのには何か抵抗があるようですもんね。そこで、町としても日ごろお世話になっている町長というか行政が中に入ってワンクッション置いて、玄海町としても単独で歩いているわけでございますので、私たちとしてもそれに並行というのはおかしいんですけど、もう玄海町が単独でやっている、俺たちももう少しやっていけるんじゃないかということで、せめて2漁協だけでも合併できないだろうかと、その呼び水として、ぜひ町のほうには御協力をいただきたいなということで思っているんですけど、いかがでしょうかね。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

井上議員がおっしゃるように、確かに玄海町内に1漁協ということになれば、私ども行政体としては支援がしやすくなる面もございます。ただ、今はしっかりと、仮屋、外津というふうに形を変えながらも、なるべく公平にというか平等に支援ができるような体制はつくっておりますので、一度ここでも申し上げたかもしれませんが、核燃料税については漁協の支援に回したいということを答弁させていただいたように、漁協にも頑張っていただいて、漁家の皆さんが玄海町でしっかりと自分の生業を守っていけるというか、発展させていけるような体制づくりはやりたいというふうに思っております。

ただ、私どもがする支援だけで実際に漁協が成り立っていくのかというと、そうではなくて、本来は、流通関係ですとか、いろんな面が出てまいりましょうから、やはり県や国からのしっかりとした助成をいただきながら、支援をいただきながら、漁協発展につなげていけるよう努力をしていきたいと考えておりますので、そういう意味では、先ほど申し上げたような課題も残っております。そういったことも乗り越えながらぜひ両漁協でお話し合いをいただいて、その分のすり合わせができた上で、私どももしっかりと支援をさせていただくような体制をとっていききたいというふうに考えております。ぜひ議員には御尽力をいただい

ますように今後も御努力をお願いして、これは答弁になっていないかもしれませんが、私どもとしてはそのような形で支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

組合存続に一番大事なことは、やっぱり組合員の減少をどうにかして食いとめることが大事だと思うんです。私も言いましたけれども、今、魚種が10種類ぐらいあるんですけれども、全てにおいて休業状態ですので、今は漁協としても組合員が育たないということで非常に困窮しているところです。これは非常に大きな課題だと思うんですけれども、まず、組合員の減少があればどうしても組合は解散しなきゃならないということになりますので、せめて町内合併でもということがもうみんなの意見がそうだと思うんですけど、町はなかなか動けないということになれば、どうしたらいいか今考えているんですけれども。一足飛びに佐賀玄海漁協に合併するといっても、抵抗はあると思うんですよね。各漁協が全ての財産を持っていかにゃいかんし、資本金も違うし、出資金も違うから、そういうことで、この前はそういう問題があって皆さんも反対されたと思うんですけれども、今後はもう町長言われたように、水面下で調整してやっていかなきゃならないかなと今思っているところなんですけれども、今後ともちょっとよろしく願いしておきます。

そしたら、次に移ります。

次は、天狗岳の再開発というんですか、これは前々回の友田議員さんも、仮屋高岩んにきに展望台をつくったらどうかなという話がございましたけれども、私の場合は、天狗岳を紅葉する山にしたいなということで今回提案しました。

皆さん、ことしの夏はブラジルでリオ五輪が開催されました。日本でも熱狂に沸きました。今回のブラジルのテーマが、環境保護とブラジルのサンバです。世界最大の面積を誇るアマゾン熱帯雨林を有するブラジル、開会式では森林破壊と環境保護が主なテーマになっておりました。この壮大なテーマをもとに行われた開会式を見て私はとても感銘を受けました。

今回私が議会に上げるのは天狗岳の整備です。

昔の天狗岳には、イチョウやハゼ、ケヤキなどの樹木が多く茂っており、地中深くまで根を張っていたことで土砂災害などが少なかったのですが、現在では、杉やヒノキなどが主流となり、自然災害などがいつか起きるのではないかと不安です。また、パレアから見る天狗

岳は、杉やヒノキで四季の変化が昔のようになく、寂しい景観となっております。

天狗岳を整備することで得られる恩恵は大きいと思います。例を挙げると、整備することで、腐葉土がふえ、海に流れるプランクトンが多くなり、玄海町の特産品の質の向上にもつながるものと思っております。また、四季を感じることでできるきれいな風景をつくり上げることができる、棚田同様、観光スポットにもなる可能性が出てきます。寺の中の座禅ではありませんが、人が落ちつける場所、それは自然の中です。都会でストレスを感じている人が玄海町の風景を見て自然を感じ、また来たいと言わせるような取り組みを行ってほしいと私は思いました。紅葉化について、町長、答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

少しやはり秋を感じる木々が大変少なくなったということで、もう少しそういったものを町内で考えたかどうかという御質問に対してお答えをしたいと思います。

確かに井上議員がおっしゃっていただいたように、周辺の山々を見てもやっぱり色彩豊かな木々が多少減っていると。秋を感じる木々が少なくなっているというのは、実は私も感じているところであります。ただ、今、議員は天狗岳を限定しておっしゃっていただいたので、そうではなくて、玄海町全体を見ながらぜひお答えをさせていただきたいなというふうに思います。もちろん、天狗岳の開発に関して申し上げれば、今おっしゃっていただいたとおり、腐葉土もふえますし、当然、広葉樹があったほうが、開発等、適した形になるだろうということはもう重々承知をしているところでございます。また、自然環境の整備のために、例えば山間部の耕作放棄地に広葉樹の植樹をしたとすれば、恐らく現在の耕作放棄地のありようについてはどうなんだということをぜひ今後、井上議員さんにも考えていただけたらありがたいなというふうに思っております。しかしながら、耕作放棄地に植樹ということになると、実は、耕作放棄地は農地でありますので、転用のための許可ですとか法的な制約が大変あります。土地所有者との調整や長期間を要する許可等ございますので、実現は実際大変困難だというふうに考えております。ただ、我々、農業振興推進の立場からすれば、逆行する政策になりかねませんので、耕作放棄地の対策につきましては、今後しっかりとした手だてを講じる必要があるというふうに考えているところです。ですから、そうではない場所に、多分、井上議員さんおっしゃっているように、広葉樹を植樹してはどうかというこ

とだと理解をさせていただきたいと思っております。

なお、ふるさと応援寄附金の活用ということでおっしゃっていただきましたので、これは参考までに、平成26年、27年度の玄海町ふるさと応援寄附金の寄附状況、それから充当状況について報告をさせていただこうと思います。

寄附状況については、平成26年度が4万9,778件の1,066,630千円でした。平成27年度が4万8,682件の1,192,197千円でございます。ことは少し出おけておりますけれども、今いただいた寄附金の充当事業については大きく分けて4種類ありまして、最初に、人材育成に関する事業でございますが、平成26年度の実績が8,633千円、平成27年度が92,772千円使わせていただきました。それから次に、医療及び福祉の充実に関する事業がございます。平成26年度の実績が19,701千円、平成27年度が42,205千円、そして、次に自然、先ほどからおっしゃっている環境の保全に関する事業でございますが、平成26年度の実績が6,000千円、平成27年度が20,756千円でございます。最後に、町長おまかせ事業でございますが、これが平成26年度の実績が100,574千円、平成27年度が673,000千円でございます。

今私が申し上げたように、環境保全に対する使い方がまだ少額でありますので、今、議員がおっしゃっていただいたように、環境保全については十分にその観点から、広葉樹の植樹といったものも、ぜひ玄海町に季節感を与える意味でもふやしていく必要性というのは私もあるというふうに考えております。

それから、今、観光業を振興していくという立場から、やはり緑が1年間あることも大変素晴らしい景色ですけれども、これがやっぱり季節によって赤やいろんな色が山に生えていくというのは一つの観光の目玉にもなり得るので、十分にその点についても今後考えさせていただきたいと思っておりますし、住民の方の暮らしに少しでも貢献できるようにさまざまな分野で充実した事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後もそういう形で、広葉樹等々、今回のように御提案をいただきますようお願いを申し上げておきたいなというふうに思います。また勉強をさせてください。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

玄海町民に玄海町の好きなおところと言えば、5カ年計画のアンケートでやっぱり緑が多いところと、ここが一番多いようですけれども、玄海町には、町の花として桜、町の木として

ケヤキが指定されています。町民のどれだけの人が知っているでしょうか。それほど身近にこれらの木々を目にする機会が少ないということです。今、山は荒れています。山合いの田畑も荒れ放題、イノシシが闊歩する場所となっております。ここにケヤキやほかに紅葉する木を植えれば、山は見違える景色となります。

私ごとですが、パレアにおいてお客の方から天狗岳を指さして、あの山が紅葉すればパレアも華やかになるんじゃないかと諭されました。そういう意味で、天狗岳をモデルとして取り組んでみてはいかがかなと思ったわけでございます。

今、町長言われましたが、いろいろな規制があると思いますけれども、今、規制改革が叫ばれております。どうかそこを乗り越えて知恵を絞ってやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、井上議員から御指摘をいただいたように、これはもう当然、議員おっしゃっていただいたのでおわかりだと思いますけれども、町外の方にも知っていただくためには、やっぱり町花であります桜、それから町木でありますケヤキの木などは、やはり植樹できるような努力をしていきたいと思っておりますし、それから、広葉樹であるもみじとか、それからカエデとか、私は個人的には余り好きじゃないんですけど、ハゼの木とか、もう季節感が楽しめる種類ではないかなというふうには実は思っております。そういったものを、例えば、今おっしゃっていただいたように、天狗岳にもう少しきちんとした配置をして、そういった色の観光名所になるような形の植樹をしていくと、町外からお見えになった方も非常に印象が強に残っていくのではないかなというふうに実際に考えております。

今後、議員おっしゃっていただいたように、ふるさと応援寄附金の活用についても、そういった検討をしてまいりたいと思いますので、いいアイデアがございましたら、今後も御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

私たちの小さいころ、全国秋のスケッチ大会というのがあったですね。外にかけ出して

一日がかりで絵を描いたんですが、そのころは本当に仮屋湾の周辺の山はどこもハゼとか紅葉で空は青く描いて山はもう赤や黄色を描いたもんです。それが今非常に少なくなっております。そういう意味で、天狗岳に限定するわけじゃないですけども、そういうことでふろさと納税もたくさん寄附をいただいておりますので、どうにかうまく、規制も人間がつくったんですから、そのいいところをくぐってやっていけるように維持してもらいたいと思います。

はい、わかりました。次に移りたいと思います。

次は、学校の学力向上について教育長に質問したいと思います。

今回議題に上げるテーマですけども、今回は、みらい学園の学力低下及びいじめについてですが、学力低下についてはたくさん意見があります。

例を挙げますと、ノートに書くからこそ覚えるという意見、相手に頼り過ぎて考えることがおろそかになる、また、インターネットに頼り過ぎると想像力が失われてしまうのではないかなどの意見が浮上しています。また、インターネットを使用し過ぎると、視力の低下にもつながり将来が不安だとの意見もあります。上記で挙げた例は負のイメージを挙げたものです。私は全てを悪いと言っているわけではありません。相手を適度に使いこなせるようになれば、この先の未来に向けて大きく羽ばたくことができると思います。ただ、それは、情報を活用する力、問題を解決する力、自立的に行動する力、この3つが前提にあつての話ではないでしょうか。

私たちが幼いころ、先生が黒板に書かれた内容を必死に写し、考え、自分なりに答えを見つけ出し、先生に提出して自分の考えを伝えたものです。このように、一昔前までは、先生と生徒の距離が近く、この生徒はどういう考えを持っていて、どこがわかっていないのかが先生には一目瞭然だったと思います。このように、人と人はつながってこそ勉学は身につくと私は思います。

現在のみらい学園では、最新機材に頼り過ぎている面があるのではないのでしょうか。また、本当に先生たちがパソコンやタブレットを的確に使いこなせているのか、私は疑問に思います。もし、パソコンやタブレットを完璧に使いこなせていないとしたら、その対処で授業がおくれるという問題点もあると思います。

町は、金銭面において子供たちのためにできる限りの支援をしていますが、結果が見えておりません。なので、もう一度授業のやり方を見直す必要があるのではないのでしょうか。全

てにおいて、パソコンやタブレット、電子黒板を使うのではなく、考える力を子供たちにつけてもらうために、ノートに書くという工程をもう一度見直してみてもいいと思います。

次に、いじめについてです。

このいじめにおいても、子どもたちの考える力が低下しているから来ているのではないかと私は思います。いじめについてニュースや新聞で取り上げられているその多くは、子供たちが考えなしにやってしまったなどの意見が多く見受けられます。

このように、考える力の低下は、今の現代ではとても重要な問題だと私は認識しております。なので、このような問題が起きないように、また、思いやりのある子供たちに育つよう、先生たちに考える力をつける授業を行ってほしいと思います。

教育長には現在の現状を少し説明してほしいと思います。お願いします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

井上議員さんからは2点御質問があったかというふうに私は理解をいたしました。

1つは、ICTの利活用、それとともにノートに書くという授業のスタイルといいましょるか、勉強のスタイルについて、それからもう一つは、いじめについて、その2点だったというふうに思います。

まず初めに、町民の皆さんに御報告をさせていただきたいと思いますが、昨年度、みらい学園の発足と同時にさまざまな問題行動等が発生いたしまして、町民の皆さん、議員の皆さんに大変御心配をおかけしておりました。

玄海みらい学園の児童・生徒は、28年度になって大変落ちついて学校生活を送っております。問題行動等が全くなくなったわけではございませんけれども、随分と減少をいたしております。特に2学期になってからは、より一層、児童・生徒は落ちついた態度で、表情で、学校生活を送っております。そういうことで、授業も大変落ちついた中で現在行われておりますので、そのことを御報告させていただきたいというふうに思います。

さて、井上議員さんからは、最初にICT等、それからパソコンでございますとか、タブレットでございますとか、その使い過ぎ、もしくはそれを学校の先生が十分に使いこなしているのかという御質問、それからノートに書き写す、そして考えるという、そういう御質問をいただきました。

まず、学校には、電子黒板、それから、一部でございますけどタブレット、そしてノートパソコンを配置し、子供たちはそういう情報教育、情報処理の能力が高まるような教育を行っております。これは当然のことながら、技術・家庭科において情報処理の時間がございますので、これは当然のことながら行わないといけない必須の科目というふうに御理解ください。当然のことながら、電子黒板は全ての学級で行っております。

先生方は町で研修も行いましたし、これまで佐賀県自体も県も先生方に対しまして研修を行っておりますので、先生方は十分に使いこなしている状況でございます。あわせて先生方が独自にできないような場合には、町費でＩＣＴ支援員を配置しておりますので、一緒にコンテンツの作成でございますとか、操作についての研修とか、そういうことも行っている状況でございます。

あわせて子供たちには、当然のことながら、ノートで書き写すという作業もさせております。これは当然のことながら、全くノートをなくしてしまって電子黒板だけを見るという授業をやっているわけではございません。子供たちは自分なりにノートに書き写し、そして復習し、考えるということをやっているところでございます。

私はＩＣＴというのは一つの手段でございまして、子供たちには、議員さんおっしゃっていただきましたとおり、考える力を十分に身につけ、伸ばしていただきたいというふうに考えております。そのために本校におきましては、27年度、昨年度から佐賀県の指定を受けて活用力向上の授業研究を行っているところでございます。自立的、要するに自分で考えて、そして一緒に協働的に考えて、そして、その考えた結果を隣の生徒やグループや全体に表現する力を育てる、そういう授業の研究を佐賀大学の達富先生を講師に迎えて実施しているところでございます。これは、1年生から9年生まで全ての学年で、学校全体で取り組んでいるところでございます。

このように、知識だけではなく、考え、そしてその考えたことを友達に、グループに、全体に発表できる、そういう表現力も身につけるような授業を今展開しているところでございます。

2点目でございます。いじめのことを取り上げていただきました。

議員さんおっしゃっていただきましたとおり、考えなしにいろいろ言葉を発したり、それから、行動をしたりという点が多々あるかと思います。このいじめ問題の根底にありますのは、他人の人権を尊重する、それから他人のことをおもんばかり、考えるという思想だと

思いますけれども、この人権の考え方につきましては、道徳の授業で十分に、これも当然のことながら文科省の指導もございますけれども、道徳の授業で力をつけさせているところでございます。

また、学校生活におきましては、さまざまな行事がございます。グループで一緒になって行う学校活動がございますけれども、そういう学校活動や総合的な時間や、そういう時間でそういう相手のことをおもんばかり、人権を尊重する、そういう考えを身につけるように進めているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、大変学校が落ちついてまいりましたけれども、まだまだ問題行動が全くなくなったわけではございません。議員さんからおっしゃっていただきましたとおり、そういう人権の意識、道徳の意識を高めて、いじめのないみらい学園をつくっていききたいというふうに思っておりますので、これは、学園長を初め、学校の先生方と十分に話をしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

学力についてですけど、教育長、もうそろそろ一貫校として学力については結果を出さなければ町民は納得しないと思います。少人数の弊害ばかりを説いて統合されました。多くの予算と多くの人員の配置、条件は整っております。町民の希望に沿えない現状の学校運営についてどう思いますか。答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

井上議員さんからの学力向上についての成果をもうそろそろ上げないといけないのじゃないかという御質問をいただきました。私も、それから教育委員全ても、そして学校の先生方も、その思いは一つにいたしております。

一貫校が発足をいたしましたのは昨年の4月でございます。今、1年と半分ほどが過ぎております。先ほど言いましたとおり、授業のやり方につきましても、県の指定を受け、その活用力の向上に向けて取り組んでいるところでございます。それから、家庭との連携につ

きましても、PTAの皆さんに話をしながら、家庭学習や、それから、テレビやスマホの長時間の使用とか、そういうことがないように十分な家庭学習の時間がとれるような、そういう手だてを、学校も、それから、保護者も一緒になってやっているところでございます。

具体的には、ノーテレビデーやノーゲームデーの推進、それから今年度につきましては、授業参観日にPTAの方々に集まっていただいて、そういう子供たちの生活の状況等々を説明いたしまして協力をお願いしたところでございます。

まだまだ十分な成果が上がっておりませんが、教職員、教育委員会が一丸となって、そして、PTAの方々とも十分な話し合いをしながら学力向上に向けて取り組ませていただきたいと思っておりますので、もうしばらくの温かい目を見ていただければというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

学校での教職員と学習支援員との関係はどのような関係となっているのでしょうか。また、教職員の年齢構成を教えてくださいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

予想外の質問でございましたので、今とてもとまどっております。

年齢構成というお話をいただきました。

年齢構成は年とともに人事異動の結果で変わってまいります。今年度は学校規模が大きくなりましたので、毎年、新規採用職員を受け入れる学校になりました。そして、昨年度末は定年退職の先生もいらっしゃいましたので、若返っております。というぐらいしかちょっと申し上げられなくて、小学校部につきましては、それほど年齢の変動は行っておりませんが、中学部においては、随分と若返りをしたところでございます。若い先生が入ってきていただいて、ある意味活気を帯びているところでございます。

それから、もう一つの質問は、少人数の指導教諭の講師のことだと思いますけれども、本校は30人学級を構成しております。そういうことで、法律的には40人学級でございますけれ

ども、30人学級でございますので、61人以上のクラスは本町の場合は3クラスになるわけでございます。現実的には、今、7年生が75名ほどおりますけれども、法律的には2クラスでございますが、玄海町は30人学級でございますので、3クラスにいたしております。そういたしますと、当然のことながら、クラスがふえましたので、中学校の授業時間数は全体ふえてしまいます。そうすると、町独自といたしましては、そういう少人数指導講師というのを配置いたしておりますて、そして、社会でございますとか、国語でございますとか、そういう授業を行っているところでございます。当然、各学年での話し合い、例えば7年生でございますと3人の先生がいらっしゃいますので、3人で話し合いをしたり、それから、国語の先生ですと複数人いらっしゃいますので、国語の先生で、そういう少人数の講師の方も含めて一緒に話し合いをしたりということをされております。

あわせて、みらい学園は、4年制、3年制、2年制という4、3、2の区割りをしておりますので、そういう初等部4年間、1年生から4年まで、それから中等部、玄海みらい学年でいうと5年から7年生まで、そして高等部の8年生、9年生、そういう3つのグループで、当然それぞれのブロックで先生方は話し合いをし、そして学校運営に当たっていただいているところでございます。

もう一つ、議員さんの質問の趣旨は学習支援員さんのことではないかというふうに思いますけれども、学習支援員さんは現在8名配置をしているところでございます。学習の支援を要する子供さんが年々ふえてまいりました。特別支援学級でございますとか、通級指導でございますとか、それから、それ以外に特別にクラスの中で支援をしないといけない子供さんというのが年々ふえてきております。そういう学習するにおいて配慮しないといけない子供さんを担任1人だけでは学級全体をまとめることはできませんので、そういう学習に特別な支援を要する生徒を見守る、それから指導をする、そういう先生を、先ほど言いましたとおり、学園全体で8名配置をさせていただいているところでございます。配置することによって、一人一人の困り感に応じた学習面、生活面での配慮、支援が行われることになりました。そういう子供さんはもちろんですが、学級全体、それから、学校全体が本当に落ちついた雰囲気、学習、勉強を進めることができている状況でございます。

そういうことも含めまして、本校のみらい学園の学校運営が落ちつき、そして子供たちの考える力がもっと伸びて、そして、本当の学力がつかますように学園とも一緒になって取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

今、教育長から言われましたけれども、みらい学園は新卒の先生が多いということですね。これに関連するかどうかはわかりませんが、やはりもう少し経験豊富な先生を採用してほしいと思いますね。子供たちも塾に行っている子供たちに聞けば、塾のほうがもう断然よくわかるてですもんね。そういった意味では、やっぱり新卒の先生は授業の中で授業に対する魅力を引き出すことができないんじゃないでしょうかね。トークででも授業に引き込むことができないんじゃないかなと思います。だから、若い先生じゃなくて、もう少し年のいった熟年の先生を登用して採用してほしいなと私は思いますね。

それと、新聞にもあったですけど、上峰町ですかね、ここにおいても、学習支援員を配置するというのがこの前の二、三日前の新聞にありましたけれども、この支援員は地元って書いてあるですね、これ、無償ですね。地域から募った学習支援員が指導するということで、どこでも学習支援員を配置しているようですけども、学習支援員は中学校でふだん教師というか、どういう仕事っていうとおかしいですけど、どれぐらいの授業にかかわっているんですかね。そこをもう少し教えていただけないでしょうか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

学習支援員さんについての御質問をいただきました。

議員さんがほかの町のことをおっしゃいましたが、もしかすると、学習支援員という同じ名前ではございますけれども、役割はちょっと違うのかもわかりません。本町の場合は、学校にいらっしゃいます。そして、例えば今おっしゃっていただいたのは、中学校のお話をされましたけれども、中学校には特別に支援を要する子供が10人います。各クラスそれぞれいますけれども、全体で中学部には10人おります。そうすると、7年生、8年生、9年生ですね、それぞれ特別な支援を要する子供さんがいらっしゃいまして、複数人いらっしゃいます。そうすると、現在は中学部には学習支援員さんは全部で3人です。そうすると、それぞれ3クラス、2クラスあるわけですけども、学習支援員さんは1学年に1人配置をしてお

りますので、毎授業時間にいずれかのクラスに、例えば8年生を見守る支援員さんは、8年1組に行ったり8年2組に行ったり授業によってということで、先ほど言いました子供さんの学習支援を授業中に学習支援を行っているところでございます。要するに、学習支援員さんは一日学校にいらっしゃいます。そして、授業のときにはいつもその教室に行って、そして、そのクラスで授業が行われているときに、支援を要する子供さんが授業についていけないと思ったら、そばに行って、今はこういうことだよ、ここを見るんだよとか、これはどうかなとか、そんなふうな指示、指導をしていただいております。それで、授業についていけるように支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

わからないところを支援して、それにしても全国のあれにしても平均的な点数は上がらないですね。わからないところを教室におって教えるんでしょう。それ、何で学習のレベルが上がらんのかな、成果が出ないのかなと思うんですけど。学習支援員制度はもう要らんとじゃなかですか、もう成果が上がらんもんなら。ちった、少しは教育長、点数に対してノルマなんか少しはつけてよかつちなかですか。指導員がおって、何で全国で、まず佐賀県が下で、また佐賀県の中で下のレベルということで、余りにも学習支援員の教え方が悪いんですかね。一応、支援として学校にいても、何かこう、これじゃいっちょん存在意義がなかじゃないですか。例えば教育長は学習支援員に聞いてみたことがあるんですか。生徒がどういところのつまずきが多いか聞いたことはありますか。どういところにつまずきがあるか、ちょっと教えてください。学習支援員がどういところを察知しているか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

まず、学習支援員につきまして、本町だけの取り組みではないということを御理解いただきたいと思います。学習支援員につきましては、県内すべての市町で学習支援員の導入を行っているところでございます。私は本来ならば、学校教育でございますから、県で、県のお金で配置して学校に導入すべきだといつも申し上げておりますけれども、お金がないとい

うことで、市町にぜひ学習支援員の配置をお願いしますと県からはいつも言われているところでございます。それをまず御理解いただきたいと思います。

そして、先ほども申し上げましたとおり、学習障害や、それから情緒障害、そういう子供さんがふえてきました。そういう子供さんの全てが特別支援学級に入っているわけではございません。普通のクラスで授業を受けさせてくださいという希望がありましたら、普通学級で勉強をしてもらわないといけませんけれども、そうしますと、例えば字が十分に読めない子供さん、漢字が十分に読めない子供さん、それから、どうしても障害の関係で、字が、行が飛んで読まざるを得ない子供さん、さまざまな障害をお持ちの方がいらっしゃいます。私たちは、普通考えれば、言われたならば覚えるだろうということを考えますけれども、指示されたり教えてもらったことが余り定着できない子供さんもいらっしゃいます。もう一回聞かないといけないとか、長く脳に定着しないとか、そういう方がいらっしゃいます。そういう子供さんがいらっしゃいますので、例えば子供さんがお持ちの教科書には、学習支援員が振り仮名を振って教科書が読めるようにするということも行っております。先ほど言いました、行がどうしても1行飛んでしか読めないような子供さんの場合には、今はここだよといって教科書を指示して、そして先生はこういうことを言っているんですよということを授業中に指示、支援をしているところでございます。

今、議員さんは、学力の成果が成果として上がらないのであれば学習支援員を配置しないほうがいいのではないかとおっしゃいましたけれども、教育委員会としては、これはもう多分、御父兄の方、保護者の方の希望であろうと私は思いますけれども、全ての子供が学習をする権利はございます。しかしながら、今申し上げましたとおり、さまざまな障害で十分に理解できない方もいらっしゃいますので、そうしますと、教育の一環として、教育委員会としては、そういう支援員を配置すべきであるというふうに私は考えます。

子供にはさまざまな子供がいます。全ての子供が全ての教科を100%理解できるということはまずあり得ません。それはもう議員さんも、それからこの議場にいらっしゃる方々もそれは御理解いただけたと思います。得手不得手がございます。ですから、全ての子供が100%できて、そして、学力テストにおいては全て県平均を上回る、もしくは全国平均を上回るということが理想ではございますけれども、なかなかそうはいかないというふうに思います。そしてもう一方、先ほど言いましたとおり、さまざまな障害のことで十分に自分では勉強できない子供さんもいらっしゃいます。そういうことで支援員を配置させていただいて

おりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

教育長、私は特別支援の生徒のことを言っているわけじゃないんですよ。一般の生徒の話をしているわけで、そちらのほうに私が支援が要らないと言っているわけではない。一般の普通の生徒の学力に対して学習支援員が目に見えるような成果を上げているかどうかということを知っているわけで、特別支援の生徒に私が学習支援員が要らないと言っているわけじゃないんですよ。一般の生徒に対して学習支援の成果がちょっと見えないと私は言っているんですよ。玄海町では、学習支援員を置いて塾に行けない子供が負けないように学習の場を与えたいと今の教員配置を行っているわけですが、それでも結果が出ないとなれば、ほかのことも検討の余地が出てくるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。教育長は、さっき障害者のことを言われていたから。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

私の説明がまずくて大変申しわけなく思っております。

学習支援員さんにつきましては、再度説明をさせていただきたいと思いますが、まず、子供たちの状況を観察いたしております。これは当然、保育園の子供も観察をしております、年長児は翌年度入学をしてまいりますので、そういう保育園の年長児も含めて、学園の子供の生活状況、学習状況を把握しております。そして、保育園、学園からどうしても学習において十分に追いついていない、普通の生活の態度も特別支援を要するような子供がいますよという報告を上げていただきます。観察をし、そして専門家の意見も聞きながら、この児童・生徒については特別支援学級に入級したほうがいいのではないかと、それから、いやそこまで特別支援学級で特別な勉強をするまでもなく、普通学級でただ十分な見守りをしていけば、支援をしていけば授業についていけるんじゃないかと、その中間が通級の指導でございますけれども、そういう判定をいたします。特別支援学級に入っている子供さんや通級指導教室に入級している子供さんや、普通のクラスにいますけれども、先ほど言いまし

たとおり、さまざまな障害がありますので、見守りが必要な子供さん、そういう方々がいらっしゃるということをまず御理解いただきたいと思います。学習支援員さんは、そういう普通のクラスで授業は受けますけれども、先ほど言いましたとおり、特別に支援を受けないといけないような子供さんがいらっしゃいますので、そういう方々に授業中に指示をし、そしてサポートをする支援員さんを配置しているということでございます。

多分、議員さんが学力向上の件でおっしゃっていらっしゃることは、もう一つのグレードアップ学習館の話ではないかというふうに思います。

グレードアップ学習館につきましては、この本会議でも、それから、予算特別委員会でもさまざま御意見をいただいているところでございます。グレードアップ学習館につきましては、昨年度の委員会での御議論もいただきまして、昨年の後期、10月からは、子供たちに各個人の学力に応じて問題集を用意して、そして講師が指導を行い、問題集中心の学習を進めているところでございます。これは、学校の授業のサポートというか支援をする、それから、もっともっと勉強をしたいという子供のためにグレードアップ学習館というのを開催しているところでございます。昨年度と比べましてふえまして、今年度は20名の子供さんがグレードアップ学習館に入って、授業が終わった後の放課後、勉強しているところでございます。このグレードアップ学習館の充実も図りながら、学園全体の学力向上が図っていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

教育長は常々、家庭学習は大事だと言われておりますけれども、宿題しても、全ての生徒が宿題を完全にやってくるわけではないと思うんですけど、その生徒はどこにつまずいているかということは、どういうところで認識してあるんですかね。

○議長（上田利治君）

小柳教育長、質問の内容はわかっておっとうですか。全然わからん。

○教育長（小柳 勉君）

私は理解したつもりで答弁をさせていただいております。

議員さんの御質問は、児童・生徒がどこでつまずいているということをどのようにして把

握しているかという御質問だと思います。

まず、個々人のつまずきというのがございますし、例えばクラス全体の傾向としてどこにつまずいているかというのもあるかと思いますがけれども、当然のことながら、クラスのテストもあるし、学校全体のテストもあるし、県全体のテストもあるし、全国的なテストもございます。1年生から9年生までさまざまなテストがございますので、当然のことながら、テストの結果を見れば、そして、ずっと過去のその子供の履歴を見れば、大体どこがわかっていない、どこでつまずいている、それも教科がいろいろあるかと思いますが、どの教科で、その教科のうちのどこの部分、もしくは、今、7年生だけれども、もしかすると5年生の段階でのつまずきがあるかもわからないと、そういうことも、さまざまなテストや、それからおかげさまで一貫校でございますから、小学校のことも中学校の先生はすぐ、この子供の小学校の状況はどうだったかなということも尋ねることはできますので、これは一貫校の強みであろうというふうに思いますけれども、そういうことで、テストの結果や先生方との情報交換で一人一人のつまずきの状況は把握しているものというふうに私は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

最後ですけど、余談ですけども、この前、31日の役場で勉強会があったでしょう。同和の勉強会ですかね、その席で講師の先生が言われていたんですけど、自分がお昼、ジョイフルで食事に行ったときに、中学生らしい人が四、五名入ってきて注文していたと。多分、あれは高校生じゃない、みらい学園の生徒だろうということを話されておりました。そして、最後に私が非常に気にいらなかったのは、みらい学園は学力が低いもんなと言われました。もうこういうことは、みんな講習を受けた人は知っておるから私はこの場で言いますが、非常に悔しく思ったわけですけども、それで、最後に、教育長は相知の小柳だろうと、そこまで言われました。そういうことで、学力というのがもう全県に知られているんですよね。それを聞いて大変残念に思ったわけですけども、ぜひ教育長には今後とも教育に対して頑張っていただきたいなと思っているわけです。

これで私の質問を終わりたいと思います。

今回、3つの質問をしましたがけれども、町長には今後も漁協のいろいろ問題はあるでしょうけれども、町行政がもっとたくさん援助をいただいておりますから、もう少し、陰からでもいいですから、合併について助言をいただけたらと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で井上正旦君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

（午後1時10分 友田国弘君 退席）

（午後1時10分 脇山奉文君 退席）

午後1時10分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

議長の許可を得ましたので、ただいまより通告書に従い、一般質問を行います。

今回は3つ質問いたします。まず、町内地区の区割りについて、2つ目に建設中の福祉施設について、3つ目に玄海原発の再稼動及び使用済み核燃料税について、3点について質問させていただきます。

まずは、1つ目の町内地区の区割りについてですが、これはほかの自治体でされているかどうか分かりませんが、現在、町内は27地区ありますが、水害など緊急避難等、有事に住民と支援者との混乱が少なくなるように、地区ごとをさらに大きく区割りしてはどうかという提案でございます。

現在、諸浦などは迫などと言って、諸浦地区でもそれなりに幾つかの地区に分かれておりますが、私たちは近隣だと緊急時に誰々さんところとか、ランドマークですね、いろんな公民館等とか、そういったものを示されたらわかりませんが、私たちは南部におりますけれども、北部の値賀のほうの地区で何か有事があったときに、どこどこ地区と言われてもよくわからないところがあります。例えば諸浦の場合だと、旧県道と新しいバイパス、これは呼び方はどんなでもできると思いますが、この役場に囲まれたところの中心部をセンターとしてC地

区として、また、今度は有浦川の、今先ほど言ったC地区の川よりも東側を東でイーストでE地区、また、有浦川の北のほうをノース、北でN地区、また、新しくできたバイパスの南の山手のほうをS地区、また西のほうをW地区とか、諸浦の場合、大きく分けて5つぐらいになりますが、地区によったら2つ、3つでもいいところがあるかと思います。そういった形で、道路、川、公民館など重要施設のスポット地点で地区割りをしてはどうかということです。これは例えば消防団が出動するときにも、諸浦地区のE地区とか言えば、誰々さんの家とか指定がなくても、大体もうある程度のおおよその範囲がわかるような地区割りをしてはどうかという質問でございます。それについて町長どうお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

脇山伸太郎議員さんの御質問にお答えをしたいというふうに思います。

本町の災害時、それから、緊急時における住民への情報伝達手段としては、議員御存じのとおり、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メールサービス、災害情報メール、町ホームページ等、あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施することといたしております。

災害情報等の伝達を行うに当たり、災害発生箇所を迅速かつ的確に住民や消防団員などに伝えることは被害を最小限に抑えるための必須項目になります。現状において山火事や近くを目印となる目標物がない火災が発生した場合には、災害発生箇所の特定に時間がかかるということがしばしば発生をいたしております。

まず、本町において災害発生時の情報伝達における災害発生箇所の特定については大きく分けて2つの方法がございます。

1つ目は火災・救急の場合で、災害時の発見者が唐津市消防本部に携帯電話または固定電話により119番通報し、その発信元及び指定された場所がピンポイントで唐津市消防本部の指令施設でわかるようになっているというふうに聞いております。その情報をもとに、唐津市消防本部西部分署、北部分署の消防車、救急車が現場に向かうことになっております。また、そのうち火災の場合は唐津市消防本部の指令施設から玄海町役場に電話及びメールで災害発生箇所の情報が伝達されますが、ピンポイントの情報ではなく、地区内の公共施設や神社、商店名などの目標物の情報が伝達されます。その目標物の情報をもとに本町の防災行政

無線、ケーブルテレビ等で住民及び消防団員等に災害発生箇所の情報を伝達する仕組みとなっております。

2つ目は火災、救急以外の風水害などの災害の場合で、災害等の発見者が町役場に電話などにより連絡を行い、発見者からの情報をもとに、災害発生箇所近くの目標物の情報を本町の防災行政無線、ケーブルテレビ等で住民及び消防団員などに伝達する仕組みとなっております。

いずれの場合も住民及び消防団員等に伝達するときには、災害発生箇所近くの公共施設などの目標物の情報を伝達することとなり、災害発生箇所と目標物が離れていたり、目標物の名称が余り知られておらず、わかりづらかったりした場合には迅速に現場に向かうことが困難となる場合がございます。

議員御提案のように、町内各地を道路や川、橋などの目標物、または字や迫などをもとにAエリア、Bエリアなど複数のエリアに細分化したエリアマップを作成し、住民や消防団員等とその情報を共有することによって迅速な災害発生箇所の特定に寄与することが考えられます。また、災害時の避難においてもエリア別に避難するなど有効に活用できることが考えられます。災害発生箇所を特定させる、住民避難を円滑にするためなどのエリアマップについては、今後、十分に検討、研究を行いたいと考えております。また、あわせて唐津市消防本部とも連携を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

5 番脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

作業としてはちょっと煩雑になるかもしれませんが、それをもしもつくったとして、知らしめるのにも時間はかかるかとも思います。

先ほど町長答弁ありましたように、消防のほうと西部分署と玄海町役場等の共通認識するいろんな公共施設とか、いろいろランドマークになるようなところを列挙したものをもらっております。例えば、自分の近くだったらわかりますけど、これが大字今村でいろんな名称を書いてありますけれども、橋の名前とかお店の名前とか書いてありますけれども、わからない人はこれと言われてもわからんわけですよね。それから、今村地区というどうしても広範囲になりますね。そうなれば、外津地区とか、中通地区とか、もう少し小さくしてされると思いますけれども、現在、それぞれ各家庭に番地もありますけど、あの番地自体も連動

していないというか、自分のうちでも隣と全く数値がかけ離れて、つながっているような形じゃないですね。だから、あの番地も郵便局のほうでは必要でしょうけど、その番地を言われても、私たちは全く番地自体わからないし、ということで、先ほど町長はA、B、C地区、その地区の分け方はいいほうでいいと思いますが、そういったやり方をしていただきたいなと思います。

今、映画の「シン・ゴジラ」が大変人気で、私はアメリカ版の映画を最近テレビで見て、余りにもおもしろくなかったから興味がなくて見なかったんですけども、フェイスブックの仲間とかが「シン・ゴジラ」はとにかくいいということで見にいきました。そしたら、あれは危機管理をうたった映画というような感じだったです。政府の対応とか、自衛隊出動にしろ、こういったときにはこうするというような、そういったところも感じて、その映画の中でも何々地区のどこは避難が終わりましたとか、避難が済んでいませんとかいうところもありました。そういったところ、映画を見てこれをこうしたいと思ったわけじゃなくて、以前からいつか一般質問したいなと思っていたところだったんですけども、緊急避難、原子力避難の訓練にしろ、何々地区の方が大体逃げてしまいましたよとか、そういったことも共通認識を持っていたらわかるわけですね。誰々さんの辺の人がまだ逃げておらんじゃなくて、諸浦でいうたら、先ほど言ったE地区の方が逃げておらんというたら、そこら辺である程度の地域というだけはわかるわけですね。そういった形でやっていただければなと思っています。もちろん今GPSもありますので、携帯電話をすれば大体どこかポイントとしてわかりますので、そういったところをもっと利用されるようになるんじゃないかなと思っています。

そういった観点で、もしもそうなった場合、学校の生徒も平日は朝から夕方まで学校におるわけですよ。そしてまた帰るなり、また災害がずっと起きるときの避難、通学バスで移動するなり、そういった面でも、学校も子供たちがふだんはいるわけですから、そういったところである程度町部局と連携もとらなくちゃならないと思いますし、対応もされなくちゃならないと思います。それと、教育長ですから質問を出しておりますけれども、教育長なりで何かいいアイデア等とかありましたら答弁願います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

昨年度からみらい学園が開校いたしました。町内の児童・生徒が1カ所に日中は生活をしております。今、議員さんおっしゃっていただきましたとおり、教育委員会としても十分な危機管理意識を持って子供たちの安全には配慮しないといけないというふうに思っております。当然、学校だけではできませんので、消防署であり、また町長部局と十分な連携をとりながら進めさせていただきたいなというふうに思っております。また、みらい学園の隣には唐津青翔高校もございますので、今年度は初めて高校と一緒に避難訓練をやろうというふうなことも今計画をしているところでございます。

いずれにいたしましても、子供たちの安全・安心を確保するため、十分な意識を持って対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

またこれが実施されるかどうかまでちょっとわかりませんし、かえって混乱を招くようでしたらするべきじゃない部分もあるだろうと思います。

ただ1つ思うのが、そういったふうな形になれば消防団が出動しますね。以前は一斉にもう全地区の消防団がぼんち行っていましたけど、今は多分、北部のときはできるだけ混乱せんように少し分担して消防の要請はすると思うんですけども、そうだったにしろ、きょうちょっと質問するに当たって思ったんですけど、消防車に例えばA4判ぐらいで各地区の地図、こんな地図ですよ、そして平尾地区だったら平尾、浜野浦だったら浜野浦というのを1ページにして、それがA、B、Cに分けるなり、そんなふうにして、しなかったにしろ、私も現役もう大分前ですけども、私が乗っておったときには、商売しよったから大体町内はわかったですけど、運転手が北部のほうとか行くときにはどこかようっとわからんとか言う場合もあったですよ。だから、そんなふうな形で、例えば外津地区といったときには、27ページですね、裏、表つくればそんなに要らないと思いますけど、そういったところも常備してですね。それとランドマークですね、公民館がどこにあるとか、主要なところをそこにつけておったら、火事とか、そういったときにもすぐさっと対応できるんじゃないかなと思うんですよ。運転手と別の隣の助手席のナビゲーターみたいな人を見て、道はこっちよとかいうふうな形もできるんじゃないかと思って、それを余り使わなかったにしろ、常備し

てはどうかとちょっと思ったんですけど、それについてはどんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員が御指摘をいただいたことについては、十分に研究をする余地があるというふうに私どもは考えております。現に県内の鳥栖・三養基の消防本部などでは、もちろん消防団の幹部に住宅地図添付の電子メールを送ることによってより早く現場に急行できるようになったというふうに聞いております。本町も唐津市消防本部と情報連携を密にして、住宅地図添付の電子メール等によって災害発生箇所が特定できるシステムについて、これはもう今申し上げたとおり、研究を行っていきいたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、議員御指摘をいただいたエリア分けについては、もう少し我々にも考える余地を与えていただいて、やっぱり消防団員の皆さんが見やすいというか、わかりやすい状況づくりを消防団とも協議させていただいた上で研究をさせていただければなというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

5 番脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

町長が言われましたように、消防団の誰かがメールで、さっき言ったノートもなんですけれども、ノートにわかるように、例えば、総務課のほうから何々地区のC地区ですよとかすれば、県道からどこから入ったとか、国道からどこから入ったらいとかいうのがわかるようになるので、そのメール自体にも何々区の何々地区というような表示ができるようになれば迅速な対応ができるんじゃないかと思っております。これは一つのアイデアですので、今後、執行部のほうでも公表していただいて、もっといいアイデアがあればいい方法でされればいいんじゃないかなと思っています。

町内の地区割りについては以上で終わりです。

続きまして、建設中の福祉施設についてですが、いきなり質問通告書には課題というか、質問点を入れておりましたけれども、いつも答弁されるときには、まずその内容について答弁されますので、これはもう課長のほうにも伝えております。まずは福祉施設の新しくつくられる概要について御説明願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、まず概要について御説明を申し上げたいと思います。

福祉施設につきましては、平成29年7月開設を目指して、1階に宅幼老所、デイサービスセンター及び地域包括支援センター、そして2階にグループホーム及び高齢者向け住宅の整備を行っているところでございます。そのうち、特別養護老人ホーム玄海園とともに指定管理者制度により運営を行うようにしております施設は、宅幼老所、グループホーム及び高齢者向け住宅でございます。

それぞれの施設の概要でございますが、特別養護老人ホーム玄海園につきましては、議員御存じのとおり、介護保険法に規定する介護老人福祉施設運営事業及び短期入所生活介護事業を実施しておりまして、要介護3以上が入所要件となっております。

新たな施設の宅幼老所につきましては、法律に基づかないサービスを提供する施設でありまして、条例にも規定しておりますが、高齢者や障害者及び子供が自由に来所し、自発的な活動や異世代間の交流などを行える場を提供する施設としております。その中で、常時見守りが必要な高齢者や障害者及び子供に対しては預かりサービスを提供できるようにいたしております。

グループホームにつきましては、介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護事業を行う施設でありまして、認知症の利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを提供する施設となっております。

高齢者向け住宅につきましては、老人福祉法に規定する高齢者向けの住宅でありまして、自立して日常生活を営むことができる方が入居していただいて、必要に応じて食事や生活相談のサービスを受けることができるようにしております。

以上が概要ということになります。

○議長（上田利治君）

5 番脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

町長が答弁していただいたように、今回、グループホームと高齢者向け住宅、それから宅

幼老所ですね、グループホームは天寿会さんがされる部分もありますが、これが新しく新設されるような形になります。もちろんデイサービスセンター等とかは移動となりますが、私はその中でも、グループホーム、高齢者向け住宅は需要度とすればある程度は大丈夫じゃないかなと思うんですが、宅幼老所になると、これはオープンしても開店休業みたいな形になるんじゃないかなとちょっと危惧したところがあつて質問しております。

以前、これは岸本町長のときか寺田町長のときか覚えていませんけれども、渡辺前議員が宅老所を開設してはどうかということを一般質問されたことがありました。町長のときだったですかね。そのイメージからすると、今回、宅幼老所ですから、そういった形で幼い子と老人の方たちが町なかに集って、そして幾らかでもいろんな人と人との触れ合いがあつて、そういった場になるのかなと思っておりましたけれども、議員協議会か予算委員会か何かのときに聞いた分では、若干そこが私のイメージした分と違うわけですね。

そういった場合に、今回、計画されている分では、以前、協議会のほうに試算もされておりましたが、赤字も相当になるような感じですし、実際、運営するとなると、それだけの人員も入れれば赤字になる。そして、もちろん指定管理者さんが赤字でもされれば、それはそれでいいことですけれども、ただ、開所してそのような状況になるのかなというような感じを持っておりますけれども、先ほど言った開店休業みたいな、利用者が余りいないような状況ですね。それは何年かすればもちろんあるかもしれませんが、現状そんなふうな感じではないかなと思っておりますが、それについて町長どうお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

まず初めに、それぞれの施設の利用見込みを御答弁したいと思います。

特別養護老人ホームは定員100名で、御存じのとおり、ほぼ入所率100%で推移をいたしております。宅幼老所につきましては、定員10名、居室5室となっております。

まず、高齢者でございますが、玄海町内から唐津市の宅老所において通所介護サービス及び宿泊サービスを利用されている方が約二十数名おられますので、この方たちに利用していただければ十分利用者が見込めるのではないかというふうに考えております。

ただ、条例で規定している利用料金で預かり及び宿泊サービスを常時利用するとなるとかなりの負担となりますので、指定管理者にも利用者の負担軽減について努力していただかな

ければならないというふうに考えております。

また、幼児、児童の預かりサービスのうち、病後児保育事業につきましては、現在、NPO法人唐津市子育て支援情報センターに業務委託をしております。この病後児保育事業を始めるとなりますと、保育士など相当な人件費がかかりますので、指定管理者を公募した際の業務仕様書にも記載しておりましたが、指定管理者決定後に開始時期、方法等を指定管理者と協議して決定するとしていたところでございます。したがって、当面は現状のままNPO法人への業務委託でいきたいと考えているところでございます。

あとグループホームにつきましては定員9名となっております、現在の特別養護老人ホーム玄海園の指定管理者が独自で運営しているグループホームつばきの入居待機者が8月末現在で6名となっております。また、町内に認知症の症状があると診断されている方もおられますので、利用者は見込めると考えております。

高齢者向け住宅につきましては定員10名となっております、使用料を収入に応じた料金に設定しております。状況把握のサービスもついておりますので、単身で生活するのが不安な方の利用は見込めるのではないかと考えておるところでございます。

現在の指定管理者選定の状況でありますけれども、指定管理者の公募を8月1日から25日まで行ったところ、1法人の応募がありましたので、指定管理者の選定委員会を8月30日に開催し、指定管理者の選定を行ったところでございます。今後、追加議案としてお願いするようにはしておりますが、議会の議決をしていただきまして、指定管理者の指定を行い、協定を締結するために詳細な協議を行っていくことになるだろうと思います。

そういう状況でございますので、宅幼老所の開所をおくらせるべきではないかというお尋ねが含んでおると思いますけれども、宅幼老所につきましても一定の利用見込みはあるものと考えておりますので、現段階では予定どおり来年7月開設に向けて準備をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

通所サービスに二十数名現在も行かれているから、そういった方たちがこちらのほうを利用されればということでした。

また、保育というか、幼児に関しましては、病後児保育の場合はまだ唐津市のほうの業務

委託でいってもらおうという形ですね。今でも延べ人数何人かいらっしゃるみたいですが、もうほとんど玄海町でその病後児保育とかをすれば、玄海町の今の状況では経費的にも成り立たない状況だと思います。もちろん町長が言われますように、通所サービスに行かれている方たちがこちらのほうに来られれば、それなりの利用価値があると思います。

玄海町の新次世代育成支援行動計画とか子ども・子育て支援事業計画というのをもらっております。これを見ますと、子供ですね、1号認定、2号認定、3号認定の保育が、平成27年度のニーズからすると、もう既に31年度ではニーズは全部下がっている状況ですよ。そうなれば、こういった形でも宅幼老所が実際、老のほうにはどうにかなっても、幼のほうで本当にどうにかなるのかなとも思っておりましたが、病後児保育の場合はそれ問題ないし、これから町長はオープンされるということです。

これも議員協議会で初めてわかったんですけども、やはり見積もりとか見たら相当な赤字になりそうだというのを見ると、ちょっとやっぱり心配になったわけですね。だから、こういった施設をつくられる前に、やっぱりグループホームにしろ、高齢者向け住宅にしろ、議員協議会でも開いてもらって、議員ともう少し意見交換というのですかね、質問して問題点とかを論じるべきじゃなかったかなと思っております。

それから、私が心配するのは、今は指定管理者が8月30日に選定されたということですから、そこがこれらの新しい施設が赤字であっても、全体グロスでどうにかプラスになれば運営されるということでしょうから、応募されて、指定管理者と今度の議会で議決するようになるかと思います。

ただ、そうなった場合、赤字施設があって、実際、見込み数のしこですね、例えば通所サービスをする人でも、来なかった場合はもっと赤字の数字が出てくる可能性があるわけですよ。そうすると、せっかく福祉施設をつくったのに、また町の持ち出しを指定管理者に出さなくちゃならないというような懸念というか、そういったのも感じますけれども、その点については問題ないでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かに病後児保育等々を見てみますと、現在、唐津市の支援センターと提携をさせていただいておりますけれども、これは病後児保育しろくまくんというシステムであります、平

成27年度で利用者が9名でございます。そういった中で、これは27年、年間利用数全体延べ人数でいくと大きな数字になりますけれども、子ども・子育て支援事業計画量の見込みで見えますと、平成27年は335名ということで見込んでおりました。それから、先ほど議員御指摘をいただいた平成31年も実は298名という数字を見込んでおります。ただ、今おっしゃっていただいたように、唐津でもやっている、それから、利用者がやはり少ない、それから、唐津市で行っている、唐津市への送迎が必要ということなどを鑑みますと、やっぱり町内にあれば、そういった意味では幼宅老所という形で、子供たちの病後児保育をしっかりとした形で保育ができれば、一定の利用客は見込めるのではないかとということで実は考えさせていただいたところであります。

ただ、仕様書にもうたっておりますけれども、先ほど答弁しましたように、指定管理者が決まりましたら、指定管理者としっかりとその部分は協議をして、特に幼の部分については、今後どういう対応していくのが一番いいのかということをしつかりと話し合いした上で、対処するような形にさせていただければ一番ありがたいかなというふうには思っております。

ですから、今、脇山議員がおっしゃったように、全く問題がないというわけではございません。そういったことも鑑みながら、福祉施設をトータルでやはりつくっていくことが、将来の高齢者の皆さん、それから、病気を抱えた子供たちにとっては、町内にそういった施設があることが私は御家庭にも、町民の皆さんにとっても安心感を与える作業になるのではないかとというふうに考えているところでございます。

まだお気づきの点がありましたら、今後、修正できる限りでは修正をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ御意見をお聞かせいただければというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

この施設の理念は本当にいいと思います。これは町からもらった指定管理者の募集要項の中でも、介護保険サービスなどの既存制度の範囲では手が届かない部分についてもきめ細かく対応した、一般的に法令に定義のない独自の福祉サービスを提供できる地域に密着した施設とうたってあります。これは本当にいいことだと思います。介護保険法じゃなくて、町独自の福祉政策がこれからはもっと、6月議会にもいろいろ後期高齢者のことも言いましたけれども、いろんなことは考えていかなくちゃならないと思います。

先ほど質問で言いましたけれども、例えば赤字になった場合、指定管理者さんに町のほうからまた別に運営費として、例えばパレアみたいにですよ、それはまずこれからもないですよ。それから、あと剰余金等とか、修理の積立金とか今も玄海園のほうはありますね。60,000千円ほど積み立てがありますし、それをうまく利用して、今修理費とか何か一般会計で出ている部分もあるんですけれども、それもできるだけその剰余金で出てきた部分、積み立てである分、基金としてされている部分で修理するべきではないかなと思っているんですけれども、その2つについて御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員御指摘をいただいたとおりでございまして、確かに指定管理者と協議をする部分はございます。しかし、60,000千円という金額はちゃんと基金で積んでおりますし、それはそういったものに充てるための費用でございますので、それはいささかも変わっておりませんし、その分については十分に我々も把握をして、そういった今、脇山議員御指摘をいただいたような作業に使わせていただくようにやっていきたいと思っております。

それから、全体的に見て、議員が最初の御質問でおっしゃったように、確かに採算が合わない部分が出てくる可能性がないとは言えません。しかし、これまでにそういった積立金等々が現時点で現存しておりますので、それを十分に活用させていただきながら、極力大きな赤字にならないような形で指定管理者には努力をしていただく、そういったことも協議の中に加えて指定管理を受けていただくような形で事を考えていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

指定管理者については今議会に議案提出されるようですから、そこでいろいろ質問をしたり、協議内容を議員に知らしめていただきたいと思います。

福祉施設についてはこれで終わります。

続きまして、3つ目の玄海原発の再稼動及び使用済み核燃料税について質問させていただきます。

まずは再稼動の現況ですね、この質問通告を出してから規制委員会も現地調査とか来られ

て、いろいろちょっとあっていますから、答弁をつくられておって、また変えたりされてある部分があるかもしれませんし、私の質問もちょっと違うようになる部分があるかもしれませんが、再稼動するに当たって、その現況について御説明願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

再稼動の現況ということでお答えをさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、玄海原子力発電所3、4号機に係る新規制基準への適合性審査につきましては、平成25年7月12日に原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更許可が原子力規制委員会に申請がされ、もう既に丸3年が経過をいたしました。

先月の8月18日の審査会合で規制庁は、玄海はある程度審査が進んだとして、これまでの説明と齟齬がないかを最終的に確認するために、9月2日に原子力規制委員会の更田委員長代理が現地調査に入られ、発電所における規制基準への対応状況などの確認として、緊急時対策等予定地、代替淡水源の取水箇所及びホース施設ルート、それから、静的触媒式水素再結合装置及び電気式水素燃焼装置の設置位置等について確認が行われたところでございます。今後、原子力規制委員会は、この現地調査と九州電力の補正申請を受けて審査書案の取りまとめ作業を行われる流れとなっておるところでございます。

さらに、その先の手続きでございますけれども、川内原子力発電所1号機の場合では、規制庁は平成26年7月16日から審査書案に対するパブリックコメントを30日間募集された後、原子力規制委員会から9月10日に審査書決定と原子炉設置変更許可が出されました。その後も引き続き審査は行われ、翌年の3月18日に工事計画認可が出され、3月19日に使用前検査が始まり、5月27日に保安規定変更認可が出されて、8月14日に再稼動となっております。原子炉設置変更許可から再稼動まで約1年程度の時間を要しておるところでございます。

玄海3、4号についても同様に進んでいくものと考えてはおりますけれども、川内原子力発電所の経験を踏まえた対応となりますので、玄海原子力発電所は比較的早く進むのではないかというふうに希望的観測をいたしております。

（午後1時55分 友田国弘君 復席）

○議長（上田利治君）

5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これも新聞に載っていたんですが、九州電力が目指す玄海原発再稼働のスケジュールということで、先ほど町長が答弁なさったように、規制委員が今回、現地調査して審査書案を作成して、またパブリックコメントで意見募集をして、また一月ぐらいかかるということで、当初は新聞等とかにも、あと社長のお話でも今年度再稼働するというようなお話がありました。

だけど、佐賀新聞にも書いてありましたように、更田委員長代理が年度内は困難ということをおっしゃっております。私たちもこのままスケジュール的にうまくいけば年度内再稼働ができるんじゃないかなと思っておりますが、規制委員がこんなふうに言われるんですからちょっと無理だろうと思いますし、これにも書いてありますように、「九電は楽観的」という形で書いてあります。だから、町長が比較的早くという形の答弁しかできなかったと思いますが、再稼働は年度内にはまず無理ということですね。

それからまた、この前の連絡協議会のときに、第三者委員会を設置したらどうかという意見があったので、知事が第三者委員会を設置したいということで、また、きょうの昼のニュースでも県議会でそのような答弁をされておりましたので、この第三者委員会がどんなような時期に設置されて、どこにどう組み込まれていくのか私たちもわからないので憶測もできませんけれども、このままの状況だと、もしかしたら春にも無理かもしれないなというところを感じております。

再稼働については、今、規制委員会が現地調査された後の質問書を出したときから若干内容的に変わっておりますので、少しおくれるだろうということはちょっと理解したところでございます。

また、再稼働について、3番目に通告に書いてあるようにまた後で質問しますけれども、今、使用済み核燃料税について、その新設について、大体町長は9月定例会に議案提案できたらいいなという答弁をされておりました。だけど、今回は上がってきておりませんので、またこうして質問させていただいております。その新設するに当たっての状況は、現況はどんなのでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

使用済み核燃料税新設の状況についてお答えをしたいと思います。

使用済み核燃料税条例の議案提案につきましては、今議会に上程を予定しておりましたが、九州電力との協議が終了することができませんでした。それで、9月議会での上程を延期させていただくことになりましたこと、まずおわびを申し上げたいと思います。

使用済み核燃料税については、平成24年6月議会において、玄海町の主な歳入財源である固定資産税の減少により、地方交付税の不交付団体から交付団体へとなることや、財源不足によって住民サービスの低下を招くことが心配されることから、玄海原子力発電所の使用済み核燃料に対し課税の検討に入ることを説明させていただいたところであります。

また、町内に新税検討会を立ち上げて、薩摩川内市における使用済み核燃料税の賦課状況や法定外税における目的税、または普通税可の適用区分について検討を重ねてまいっております。

これまで正式なものではございませんけれども、九州電力と事前打ち合わせを何度となく行っておりました。本町としては平成29年度からの課税を予定しておりましたので、総務省との協議や使用済み核燃料税条例の施行日等を勘案した場合、早急に正式な協議に入らないことには平成29年度からの課税は難しいことから、去る7月20日に九州電力に対しまして協議の申し入れを正式に行ったところでございます。

また、7月26日には総務省との事前相談を行って、議会上程前には、今回の特定納税義務者である九州電力との調整を行い、使用済み核燃料税条例の内容についての理解を得るようにとの助言を受けたところでございます。

協議申し入れを行った7月20日以降は、今回の使用済み核燃料税条例の重要な部分となる課税標準や税率及び今回、取り入れる法定外目的税について、徴収する税金の使い道を特定して賦課することから、その特定した事業の使用目的や経費に係る財政需要額についての協議を進めているところでございます。

また、課税額については現在協議中でありまして、正式決定ではございませんが、使用済み核燃料税については年間4億円強程度の税収を見込んでおるところでございます。

なお、九州電力との協議が調いましたら、臨時議会を開催させていただいて、条例案の審議をお願いしたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

5 番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

法定外目的税で約4億円が毎年、これは大体5年ぐらいだろうと思いますが、臨時議会で諮られるようになると思いますけれども、町長が申されましたように、29年度から課税したいということです。

今回、先ほども質問しましたが、再稼動は来年度からはならないということですが、これはもしかしたら再稼動が来年度すぐなる可能性もあるわけですよね。まだ可能性が絶対ないということはないですけれども、これは来年度の再稼動がいつになろうと、29年度の課税は、九電との協議ではそこはきちんとされるでしょうし、その形で議案として上がってくるんですよね。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それには全く変わりありません。平成29年4月1日からは課税できるように我々としては事を進めていきたいと。基準日は1月1日でございますので、間違いなくその方向で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

基準日が1月1日で、29年度からの税収が入るということでいいわけですね。

私としては、再稼動がおくれるから、もしかしたら九電さんもその分延ばしてくださいというような話を出してこられるんじゃないかなというちょっと懸念をしておりましたので、聞かせていただきました。

使用済み核燃料税については、それ自体の質問は終わりますが、あと3番の再稼動に向けての町としての事業所に求めることはどんなふうに考えられておりますか。使用済み核燃料税とかじゃなくて、例えば、私としてはやはり事業者である九電さんですよ、先ほどちょっと新聞にも「楽観的」と書かれた部分もありましたし、マスコミ報道でも九電の社長さんは規制委員会がオーケーを出せば、もうすぐ再稼動するようなことを発表されていまして。そこには地元がないとですよ、県と玄海町とは安全協定の。私たちの同意がなければ再稼動できないのに、そこに私たちは若干、地元というのをないがしろにされているんじゃ

ないかなというところをちょっと懸念して質問しております。もちろんマスコミ報道ですから、途中カットして、そこだけ報道されているかもしれませんが、私たちとしては九電と規制委員会だけが決める話ではないと思っていますので、それも踏まえたところで町長の御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員が御指摘をいただいた年度内という話は、多分情報が流れるときに、その部分が飛んでいたのではないかと私も思っております。多分、社長は地元の理解を得てということ言われていたという記憶がありますので、その分が飛んでいたのではないかというふうに思っております。

ただ、今後は、やはり九州電力に対して、特に再稼働に向けて町としてはいろんな形で求めていくというか、要請をしていくことが出てくるというふうには思っております。九州電力には当町の原子力対策特別委員会において、新規制基準適合性審査状況や安全対策の実施状況、熊本地震時の対応等について説明をいただいております。その模様はテレビの行政放送を通じて町民の方々にもごらんをいただいておりますのでございます。

また、平成27年7月には九州電力原子力コミュニケーション本部玄海事務所が設置をされ、原子力等に係る理解促進のため、訪問活動や説明会、見学会などを通して、地域の方々に対しフェイス・ツー・フェイスで対応されておるところです。

玄海原子力発電所を見学された参加者へのアンケートでは、原子力発電所の安全対策についての肯定的評価が、見学前には48%だったものが、見学後は85%に向上したと聞いておるところでございます。事業者としてこのような活動の積み重ねが町民の方々の原子力に対する不安や疑問の解消につながっていくものと感じておるところです。

今後、新規制基準適合性審査が進み、再稼働に向かうに当たりまして、議会を初め、町民の方々に対してさらに丁寧な説明を求めるとともに、地元と共生する事業者であることを強く求めてまいりたいと私どもとしては考えているところでございます。

それから、冒頭に答弁を忘れてしまいましたけれども、先ほど申し上げたように、規制委員会の認可がおりて、それから、事が進んでいって、まず使用前検査がしっかりと終わらないと次のステップに行けません。それから、パブリックコメントも、川内のようにほぼ1カ

月ぐらいのパブリックコメントをとられた上で、それから次の作業に進んでいくということを考えれば、時間的、時系列に考えると、確かに年度を超える可能性というのは十分にあると。そのことを多分、更田委員長代理は、年度内だというのは少し楽観的だなということをおっしゃったのではないかとというふうに理解させていただいているところでございます。我々もその点については、今申し上げたように、九電にはしっかりとした要請を、そして規制庁にはどういう形で進めていかれるのか注視をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

5 番脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

使用前検査だけでも約3カ月かかるわけですね。それから、新聞にも指摘してありましたけれども、緊急時対策棟の建設に当たって、また規制委員会は免震から何で耐震に変えたのかというのがきちんと十分説明なされていないということをお話しされました。これはできるだけそうならないようにということもたしか原子力対策特別委員会でも九電さんのほうには言ったかと思うんですけれども、やはり規制委員会は立場が上ですから、九電さんはされたつもりでも、やはりあちらのほうは、川内ではそれでオーケーしていて、つくらないとなったからですよ、耐震にしたから、そこら辺で余計不審点を感じられているのではないかなと思っております。そういったところも払拭してもらわなくちゃならないと思います。

話がちょっと長くなりますけれども、東電の福島第一原発事故ですね、これは何度かもう言っておりますけれども、やはり皆さんにわかってほしいのは、これは起こるべくして起きた事故でないかと思えます。もちろん玄海町の加圧水型じゃなくて、沸騰水型でちょっと仕組みも全く違いますし、アメリカの場合は川のそばにしかほとんどつくらないし、このタイプはマークⅠかマークⅡか忘れましたが、カリフォルニアあたりには地震が多いからつくっていないんですね。それを日本につくって、そして国会でも二次電源喪失の可能性が数年前にあると言われても、安全性を指摘されても、東京電力は改善をほとんど顧みなかった、もうおざなりに近いかもしれんですね。そんなふうな形で、結局、地震があつて津波が来て事故を起こしたわけですから、私たちも2度ほど行きましたけれども、震源に一番近かった女川原発は、東北電力が地元意識があつたから、昔、津波で被災しているから、もう少し何メートルかさ上げせんとだめだということでちゃんとつくられておって、それ

ほど津波の影響ありませんでしたし、かえって地元住民の避難所になったわけですね。そこに東京電力と東北電力の地元という意識があるかなかったかということで今回の福島事故が起きたかと思いますし、この福島第一事故のおかげで全ての原発の立地ですね、立地地点によって違いますし、原発の種類も違いますし、事業者も違いますけれども、もう十把一からげに原発がだめだという風潮になってしまっているわけですよ。もちろん反対の人は、それはもうどうだろうと反対だろうと思いますけれども、私たちがちょっと痛いと思うのはやっぱり福島原発、この後、原子力発電のことにしても堂々と再稼働、再稼働とちょっと言いにくい風潮になっているんじゃないかと思っております。

また、福島県の大熊町の方々とも被災前からお話ししていたら、町長も御存じの方たちもいらっしゃいますし、やはり東京電力も事業者の地元で原発に働きに来ている人たちは大変いい。だけど、トップの本社にいる人たちは全く地元というのを顧みていない。地元ですね。電気をつくってここから送っているわけですから。やっぱりそういった意識がないところがこんなふうな事故につながったと思います。私はもうこの事故は、簡単に言ったら東京電力のおごり、慢心が事故につながったと思っております。

また、新潟県の泉田知事もですよ、今回は知事選に出られないことを言われておりますけれども、知事ももともとは原発をそう反対的な立場じゃなかったかと思います。これもいつか委員会のときにも町長にも言いましたけれども、これは東電に対して泉田知事が福島第一の検証もきちんとしないうし、対応が悪いから再稼働のほうに気持ちが向かないんじゃないかなと思っております。泉田知事の話はそこまで言われませんからわかりませんが、だから、九電さんにもですよ、もちろん現場の人たちは一生懸命されておりますし、私たちも直接議会で会ったり、説明を受けたりして話を聞いていますけれども、九電さんも事業者として東京電力と同じような意識を持ってもらったら、それが何かの形で、規制委員会がこれだけ新規制基準でしなさいということで、九州電力も原発が1基できるぐらいのお金をかけて川内原発、玄海原発で安全対策をしていますよね。だから、めったなことはないと思いますけれども、やはり人間の意識というところがまた事件、事故につながるといいますので、そういった意味で、九電さんにはもう私たちが余り口酸っぱく言うというのもあれですけども、町長のほうからも、九電さんにはやはりもうちょっと玄海町は地元という意識を持って考えてくださいというふうに強く言ってもらいたいというのが私の意見です。もちろんほかの議員さんもそんなふうに思っている方もいらっしゃると思います。町長が先ほど言わ

れましたように、やはり両輪で共存共栄していかなくちゃならないところはあると思うんですよね。規制委員会が幾らオーケー、国がオーケーと言っても、やはり私たちは物理的、技術的にオーケーが出ていても、やはり事業者としてのあり方を考えて再稼動オーケーを出すか出さないかは決めるべきだと思います。

プルサーマル発電を受け入れたのも、うちがまず最初でした。これももう町長たち皆さん御存じですけども、まずは東京電力が福島第一や柏崎刈羽ですのためにMOX燃料まで搬入された中に、東電の事故隠しでだめになり、東電がトップランナーですからね。東電がだめならもうセカンド、次は関西電力が日本のセカンド、2番目だろうということで関西電力。そしたら、また関西電力はデータ改ざんか何かで中止になって、最終的に九州電力が地方では事業者としては一番いいだろうということで、玄海原発にお鉢が回ってきて、私たちも日本のエネルギー安全保障を考えた場合、プルサーマルは大丈夫だろうということでゴーサインを出して、あとほかの原発にもプルサーマル運転が始まったわけですよね。そういった九電さんの東京電力、関西電力に負けんばいというような意識を持ったところで再稼動にまた臨んでもらって、事業者の中でも九州電力はやっぱり違うねというような形であってほしいし、また、私たちも日本のエネルギー安全保障も考えたところで再稼動にしろ、原発の安全性とかを議論していかなくちゃならないかと思っております。それについて町長の御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員さんがるるおっしゃっていただいたとおりだなと思って今聞かせていただいていたところでございます。

九州電力は、そういう意味では非常に誠実な面と、やはりちょっとぼかをする面と両面兼ね備えておられますので、十分にこのぼかをなくして、誠実さをしっかりと表に出しながら、今回、これだけの安全対策をやったんだという自負と誇りをしっかりといろんな地域の方、それから、国、県に対してアピールをしていかなければいけません。そのことを少しお忘れになっているかのように私としては感じておりますし、それだけの能力を九州電力は、私は持っているものというふうに思っております。

それと、先ほど脇山議員にお答えしましたように、地元との共生をしっかりとやっている事

業者として、それがしっかりとどこに行っても言える、それから、県外、国外の方にもしっかりと地元と共生しているよと言っていただけるような電力会社になってくれることを玄海町として大いに期待しておりますので、そのことを電力会社には強く要請していきたいと思ひますし、もちろん九州電力さん自体は共生しているというふうにお考へいただいていると思ひます。思ひますけれども、今、脇山議員おっしゃったように、そうじゃない面もまゝ感じる面もありますので、そういったものを払拭していただひて、将来の日本のエネルギー計画が、それこそ東電ではなく、関電ではなく、九電が引っ張っていくよ、リーダーシップをうちでもとれるよというぐらひの気概を私は九州電力には見せていただきたいなというふうにお思ひしております。

そういったこともトータルをして、ぜひ再稼動がしっかりとした形で規制委員会の審査後にも、どう言ったらいいですかね、事業者の中でしっかりと消化されて、早い時期に再稼動できることを心から期待しているものでござひます。当然、規制委員会も本当に最初のころの玄海原子力発電所に対する意識からすれば大分前向きに私はなっているというふうにお思ひしておりますので、この調子で九州電力も、それから我々も、そして佐賀県も前向きにエネルギー計画を考へていけるような状況づくりに努力していきたくお思ひしております。ぜひ議員からも、議会の皆さん方もしっかりとそのことをいろんなところにお伝へいただきますことを心からお願いとお礼を申し上げて、私の今現在の心境ということでお答えさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田利治君）

5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

昔、佐賀県のチベットと言われておった田舎ですので、やはり都会の人とか、最高学府のいい大学を出た人たちから見ると、どうしても私たちは田舎もんに見えるかもしれませんがけれども、それなりの胆力と根性は皆さん持っていらっしゃると思ひます。やはりそこら辺はちゃんと九州電力も考へたところで、事業者として玄海町、また周辺地域のことも踏まえたところでちゃんとやっていただきたいと思ひます。

質問は以上で終わります。

先ほども申しました映画の「シン・ゴジラ」ですが、この「シン・ゴジラ」というのは、この頭の「シン」というのは何だろうかと思ひてわからなくて尋ねたら、これは確定ではな

いんですが、神とか、真実とか、新しいとか、そういったところをもじった「シン・ゴジラ」という名前らしいです。単なる怪獣映画じゃなくて、見ていたら危機管理の映画でした。政府の対応、ていたらくな首相さんがちょっと出ますが、これは福島事故を批判、時の首相を批判したというような論調もあります。また自衛隊出動に関しましても、想定した敵国じゃないから、その要請もなかなか難しいような映画でした。いろいろ言うと、もう映画のネタばれになると見る人もおもしろくないのでこれ以上言いませんけれども、サブタイトルに「日本対ゴジラ」と書いてあったのがなるほどなと思ったところでした。時間がある方は「シン・ゴジラ」を見られたらいいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で脇山伸太郎君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午後 2 時 26 分 散会